

那霸市文化芸術基本計画

令和2年度

那霸市文化振興課

目 次

第1章 計画策定の背景と位置づけ

1 那覇市の文化的背景	2
2 計画策定の背景	3
3 文化芸術施策に取り組む姿勢	5
4 計画の目的と位置づけ	6

第2章 那覇市における文化芸術の現状と課題

1 人口等の概要	8
2 文化芸術に対する市民意向	11
3 那覇市のイメージと魅力	14
4 文化活動状況	15
5 文化資源	20
6 那覇市の文化芸術の課題	24

第3章 計画の将来像及び基本方針

1 将来像	30
2 基本方針	31
3 計画の体系	32

第4章 基本的施策と主な取組

1 市民主体の文化芸術の振興	34
2 多様な文化芸術の継承と創造	38
3 文化芸術を生かしたまちづくり	43
4 多様な文化交流による NAHA の魅力発信	47

第5章 計画推進にあたって

1 市政の横断的な文化芸術施策の展開	52
2 文化芸術に関わる人材や専門機関との連携	54
3 各種団体との交流による活動の創出	55
4 計画の進捗管理及び評価の手法	56

資料編

文化艺术を通して 多様性に寛容な社会の実現を

長い歴史の中で芽吹き、育まれてきた文化艺术は、私たちの生活に深い関わりを持って息づいています。例えば私の母は、朝起きると「ウチャト（御茶禱）」をし、家族の健康と幸せを願っています。私も母に倣い、市長室で、その日はじめてのお茶をいただきながら、家族と市民の皆さまの健康と幸せを願っています。



また、私が着用しているかりゆしウェアや漆の名札、まちの景観を彩る街路樹、疲れた時の滋養食としていただくヤギ汁など、これらすべてが沖縄（琉球）の文化や芸術に繋がっています。普段の生活に溶け込んでいる文化艺术は、私たちのウヤファーフジ（先祖）が、海外から伝わってきた慣習や技術を受け入れつつ、沖縄の風土に合った独自性を創造し、発展させてきました。

このような先人が育んだ文化艺术は、市民の誇りと精神的な支えとなって、戦争復興期、そして近代へのまちづくりを後押ししながら、今日まで継承されています。

本市では、あらゆる分野と関わりのある文化艺术が、様々な行政施策と連携することによって、だれもが文化艺术に親しみ、そして創造的な活動によって対話が進み、多様な人との交流が深まることを期待しています。

75年前の壮絶な沖縄戦で多くの貴重な文化財が失われ、人々も収容所生活を余儀なくされた中にあっても琉球音楽の種火は失われず、カンカラ三線が生まれました。また現在でも、新型コロナウィルス感染症によって、様々な影響が生じています。それでも市民の文化艺术活動や創造活動を止めることなく、思考を凝らした試みが続けられています。それは文化艺术が私たちの生活に欠かせない、人々の心の拠り所であり、コロナ禍の状況にあって、なおさら必要不可欠なものだとあらためて強く思います。

本市は、文化艺术の力を最大限に活かし、まちに活力を与え、多様性に寛容な社会を実現することで、市民及び那覇市に集う全ての人が心を豊かに過ごせるまちづくりを進めるため、第3期目となる「那覇市文化芸術基本計画」を策定しました。文化艺术の振興にとどまらず、様々な分野と連携した施策を展開していくことを強く決意し、文化艺术活動が常に展開し、那覇のまちが刺激的で魅力あるまちとなるよう全力を尽くします。

最後に、本計画策定に当たり、ご尽力なされた那覇市文化行政審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心から御礼申し上げます。

令和2年9月

那覇市長 城間 幹子



第1章 計画策定の背景と位置づけ



- 1 那覇市の文化的背景
- 2 計画策定の背景
- 3 文化芸術施策に取り組む姿勢
- 4 計画の目的と位置づけ

第1章 計画策定の背景と位置づけ

1 那覇市の文化的背景

那覇市は、沖縄の県庁所在地として行政や産業、経済の中心となる施設が立地し、宿泊施設、飲食店などの都市機能が多く集まる一方、世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」を構成する県内 9 つの遺産のうち、琉球王国文化の中核となる「首里城跡」*をはじめ、「園比屋武御嶽石門」「玉陵」「識名園」の 4 つの文化遺産を有するなど、琉球王国の歴史と文化を伝える文化遺産も豊富な中核都市です。

琉球王国時代においては、首里を王都に那覇は商都として栄え、自然豊かな亜熱帯の海に囲まれる南西諸島最大の島、沖縄島の玄関口となり、アジア諸国との交流拠点として活気ある都市を形成しました。人、物、情報等が那覇に集積する中で、島しょ地域で育まれた文化や諸外国の異文化を吸収し、独自の風土と調和させ、世界に誇る豊かな文化芸術を創造してきました。

1950 年代には、旧那覇市と首里市、小禄村、そして真和志市が合併したことにより、琉球王国文化に加え港町や農村に根差した伝統的な地域文化も包含していきました。

沖縄戦では、10・10 空襲と地上戦により、琉球王国時代から築いてきた美しいまちなみがわずか数か月で破壊尽くされましたが、その多様かつ独自の文化芸術を基軸とした、市民による文化芸術活動が大きな原動力となり、廃墟の中から復興を推し進めてきました。米軍統治時代の欧米文化や戦後復興に伴う各地から持ち込まれた地域文化は、自発的に結成した「郷友会」を通して、出身地域の風習や伝統文化を受け継ぎ、現在の多種多様な那覇市の文化芸術が築かれました。

今に伝わる独自の文化芸術は、これまで市民が主体的に文化芸術を受容し、創造、発展させ、全世界に発信してきたことで、今まで脈々と継承されており、市民生活の営み、歴史・文化・自然景観などにおいて豊かさやゆとり、美しさの感じられる、平和で豊かなまちづくりの礎となっています。

*首里城跡の世界遺産登録及び国指定史跡について

世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」を構成する遺産のうち、「首里城跡」については、正殿跡を含む地下にある「遺構」が国指定史跡に指定されています。



首里城公園（日影台）から見た那覇のまちなみ（左：歓会門、手前：久慶門）

2 計画策定の背景

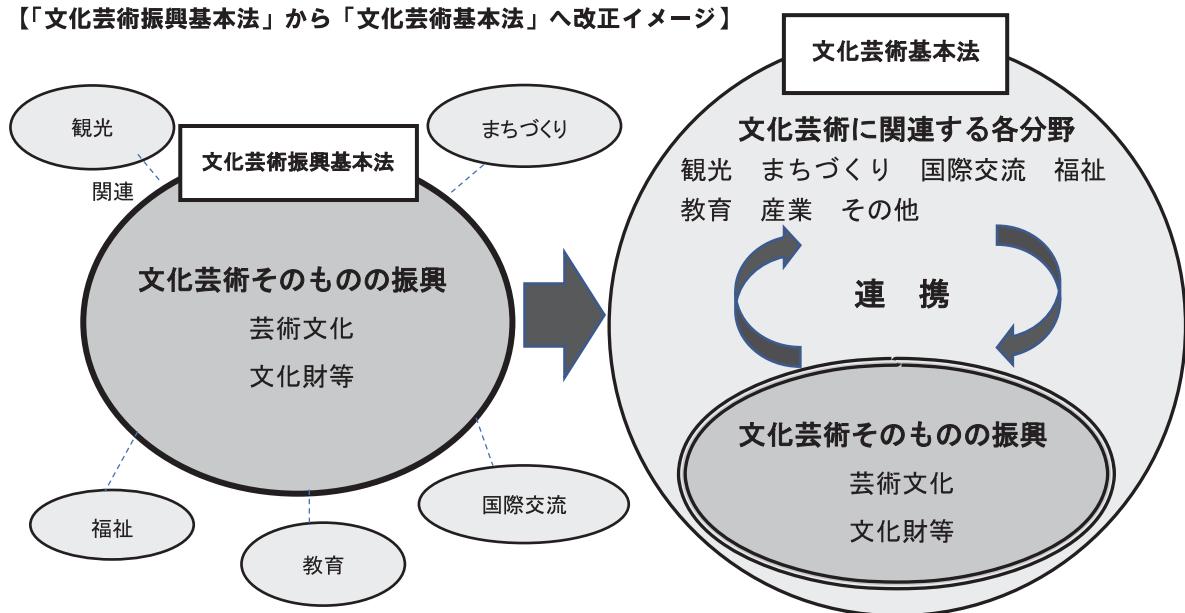
(1) 文化芸術とは

文化芸術は、人々の心のありようからその創りあげるものに至るまで、日常生活の中に溶け込んでいます。また、人々に安らぎと潤いをもたらし、創造性と表現力を高めるものとして極めて大切なものと考えています。文化芸術を通して人々が集い、語り合うことによって、互いを理解して尊重し、多様性を受け入れる心豊かな社会を形成するものとして、重要な意義を持ちます。

(2) 国の動向

国においては、2017(平成 29)年に「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」へ改正され、文化芸術そのものが持つ多様な価値*を明確にすることで、文化芸術の一層の継承、発展及び創造につなげることを目指していくことが示されました。文化芸術に関する施策にあたっては、その振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等幅広い分野との連携により、それら周辺領域への波及効果を視野に入れた総合的な施策展開や文化産業の戦略的な創出がより一層求められるものとなっています。

【「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」へ改正イメージ】



*文化芸術そのものが持つ多様な価値(平成 30 年閣議決定「文化芸術推進基本計画(第 1 期)」より抜粋)
(本質的価値)

- ・豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるもの。
- ・国際化が進展する中にあって、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるもの。

(社会的・経済的価値)

- ・他者と共に感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するもの。
- ・新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するもの。
- ・科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの。
- ・文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるもの。

(3) 計画の策定にあたって

那覇市ではこれまで、1995(平成7)年度に「那覇市文化振興ビジョン」、2005(平成17)年度に「那覇市文化のまちづくりプラン」を策定し、そのなかで「歴史と文化の薫り高い美しい文化都市の実現」を理念に掲げ、理念の実現に向けて文化施策を推進してきました。

そして、2020(令和2)年3月、「那覇市文化芸術基本条例」(資料編P2参照)を制定しました。条例には、那覇市の文化芸術に関する施策の基本理念を定め、市の責務と市民、事業者及び文化芸術に関する活動を行う者の役割を明らかにしました。また、文化芸術施策の展開にあたって、基本となる事項を定めました。そして条例の制定に伴い、「那覇市文化のまちづくりプラン」を改訂し、新たに「那覇市文化芸術基本計画」を策定します。

市民及び那覇市に集う全ての人が心豊かに過ごせる文化芸術の薫り高いまちの実現に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



左上から 新都心・天空橋の橋台壁面のアートペイント（POW! WOW! JAPAN2019）

首里城祭「琉球王朝絵巻行列」の若衆踊り隊（国際通り）

国指定重要文化財「新垣家住宅」

右上から シンメーナービーで昔ながらのムーチー作り体験をする保育所

排ガスが軽減された国際通りのトランジットモールは小さな子どもを連れた親子でにぎわう

3 文化芸術施策に取り組む姿勢

文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」と定められています。それは、世界人権宣言やユネスコ等の「文化的権利」の流れを受けるものと解釈され、人々のよりよい生き方や暮らしに対する支援の在り様が「文化芸術施策」に問われるものとなっています。

2011(平成 23)年に策定された「第3次文化芸術に関する基本方針」では、文化芸術に対する位置づけが大幅に変更され、「従来、社会的費用として捉えられていた文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資として捉え直す」ことが示されています。その一方で、社会的・経済的な視点だけで捉えるのではなく、文化芸術活動そのものに意義と価値があることを認識し、「文化芸術施策」に取り組まなければなりません。

2015(平成 27)年 9月に国連サミットで採択された 2030 アジェンダにおいては、2030(令和 12)年に向けた国連加盟国共通の目標として「持続可能な開発目標(SDGs*)」が定めされました。そこでは「誰一人取り残さない」という基本理念の下、その達成に向け、国や企業、自治体等の全ての主体が取り組むこととされています。

那覇市においても、それらの動向を踏まえつつ、市民の「文化的権利」を基本に、文化芸術がもつ本質的な価値を強く認識するとともに、誰もが地域の中で安全安心に、豊かな生活を営めるよう、福祉、教育、まちづくり、国際交流、観光、産業等の関連分野と連携し、社会包摂(ソーシャル・インクルージョン)*機能を有する文化芸術における幅広い施策展開を進めています。

*SDGs(エス ディー ジーズ)

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015(平成 27)年 9月の国連サミットで採択され、2030(令和 12)年までの国際目標。「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、貧困や飢餓などをはじめとした 17 のゴールを掲げ、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的(ユニバーサル)なもの。



*社会包摂(ソーシャル・インクルージョン)

- ・違いのある人たちを、違いを尊重したまま受け入れる社会を目指そうという考え方(文化庁×九州大学共同研究チーム『はじめての』社会包摂×文化芸術“ハンドブック』より)
- ・貧困や職を失った人、障がいを有する人、性的マイノリティ、複合的な困難を抱える人など、社会的に排除するのではなく、共に生きる社会づくり(第4次那覇市地域福祉計画より)

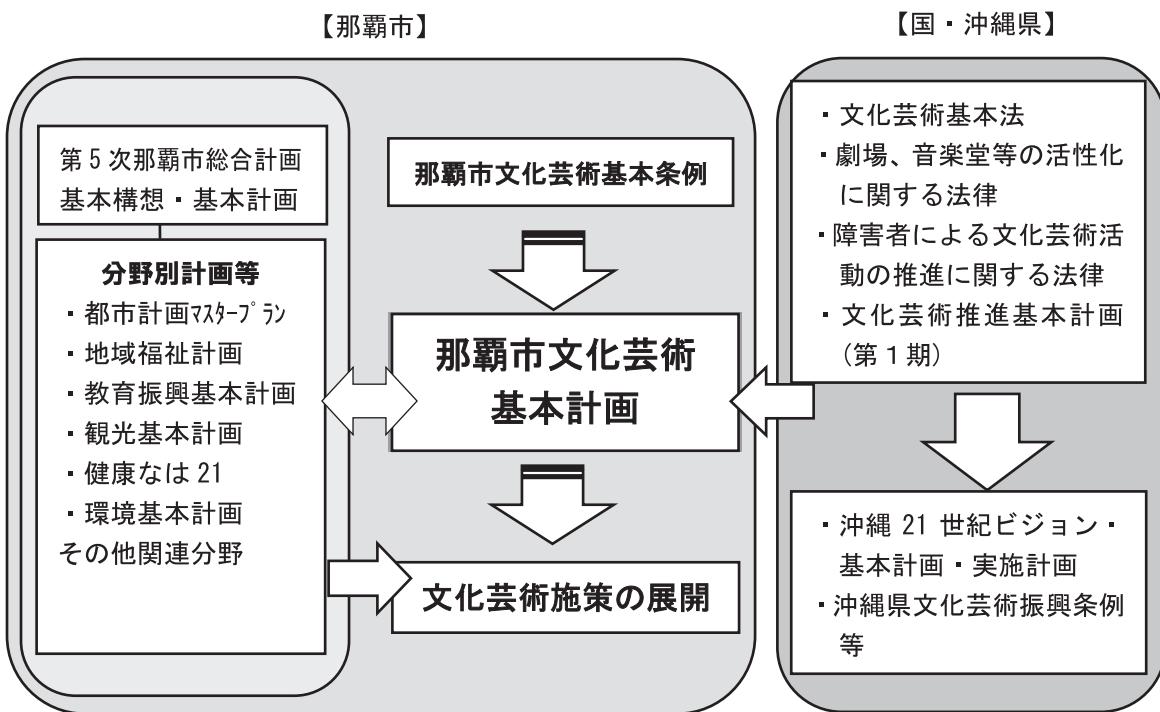
4 計画の目的と位置づけ

(1) 計画の目的

「那覇市文化芸術基本条例」（資料編P2参照）の第2条において、文化芸術施策の推進に関する基本理念を定めています。本計画は、その基本理念を実現することを目的とします。本市の文化芸術施策を様々な主体の協働により総合的かつ計画的に実施します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第5次那覇市総合計画(2018(平成30)年度～2027(令和9)年度)」を上位計画とし、「那覇市文化芸術基本条例」の第6条で規定する基本計画です。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、2020(令和2)年度から2029(令和11)年度までの10年間とし、5年経過後(令和7年度)に中間見直しを行います。

(4) 文化芸術の例示

文化芸術の範囲を以下に例示します。文化芸術は新たな創造活動により常に変化していくため、これらの枠にとらわれることなく、新たな分野についても注視しながら文化芸術に関する施策に取り組みます。



※ここで例示は、文化芸術が幅広いことを示すためのもので、区分けするためのものではありません。文化芸術には、上記のほか様々な分野があります。



第2章 那覇市における文化芸術の現状と課題



- 1 人口等の概要
- 2 文化芸術に対する市民意向
- 3 那覇市のイメージと魅力
- 4 文化活動状況
- 5 文化資源
- 6 那覇市の文化芸術の課題

第2章 那覇市における文化芸術の現状と課題

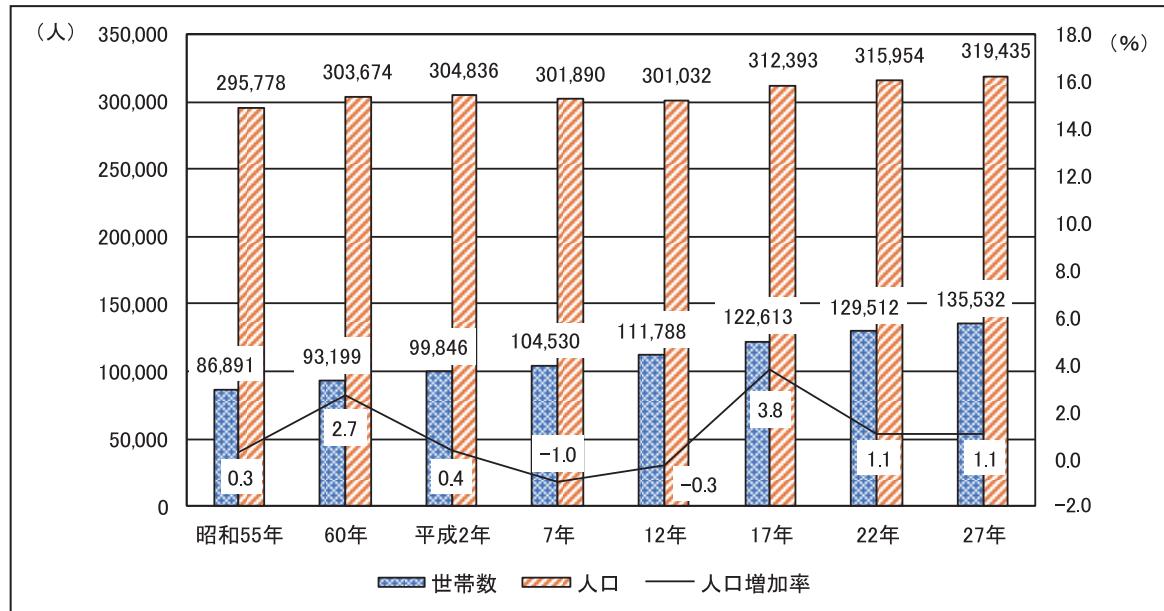
1 人口等の概要

那覇市の人口は、1985(昭和 60)年に 30 万人を超え、その後、減少傾向を示し停滞傾向にありましたが、2005(平成 17)年には再び増加に転じています。2015(平成 27)年の国勢調査では 319,435 人(2010(平成 22)年比 3,481 人増)となっています。

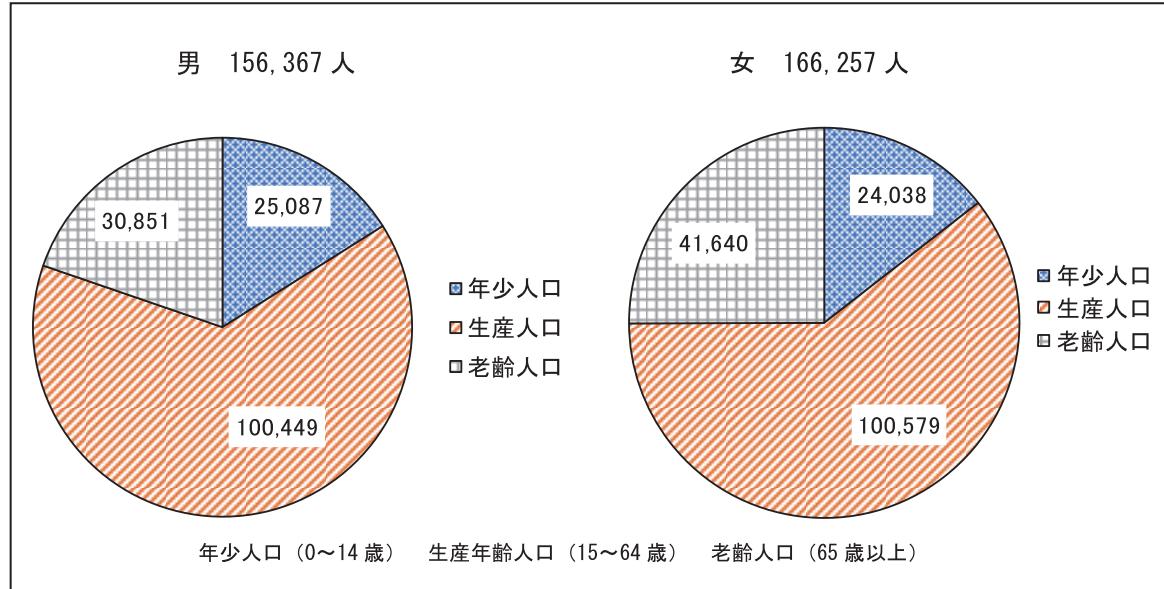
那覇市の将来人口の見通しは、2015(平成 27)年から 2020(令和 2)年にかけてピークを迎える、その後は減少に転じることが予想されています。

男女別の人口では、女性の方が約 1 万人多く、年齢別構造では、女性の老齢人口の割合が男性の老齢人口に比べ約 5 ポイント高い状況です。また、男女ともに老齢人口が年少人口の割合を上回り、少子高齢化社会が確実に進展しています。

【国勢調査人口の推移】

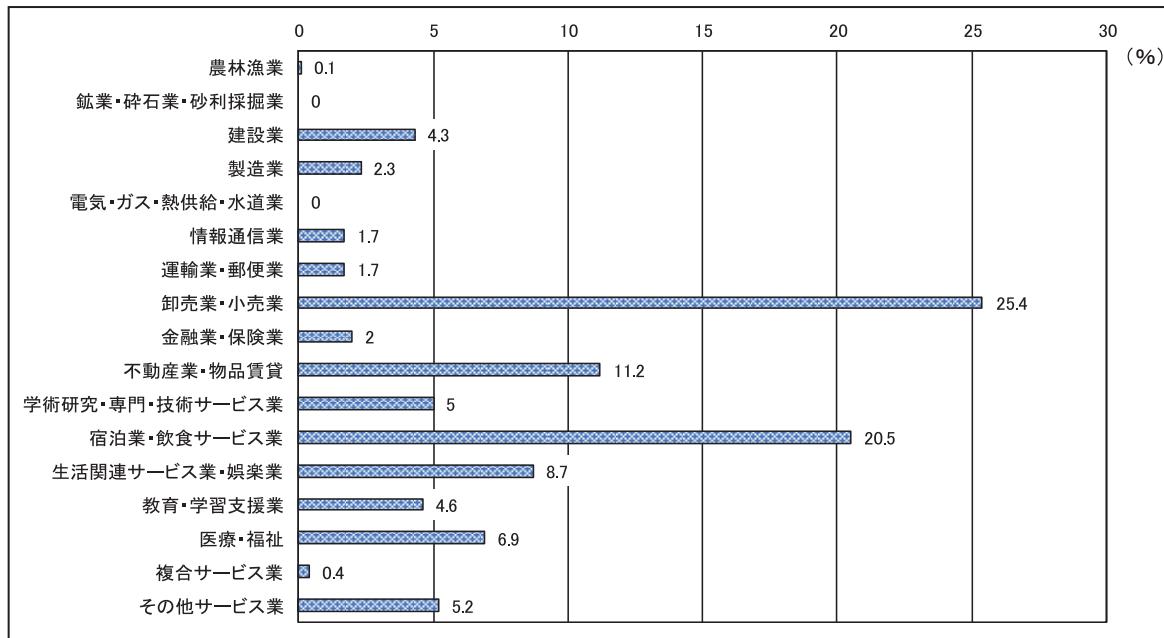


【人口の年齢別構造(平成 30 年 12 月 31 日現在)】



那覇市の産業は、第3次産業のウエイトが高い産業構造になっており、第3次産業のうち、事業所数では「卸売業、小売業(25.4%)」、「宿泊業、飲食サービス業(20.5%)」が多く、これらが市の事業所の5割弱を占めています。

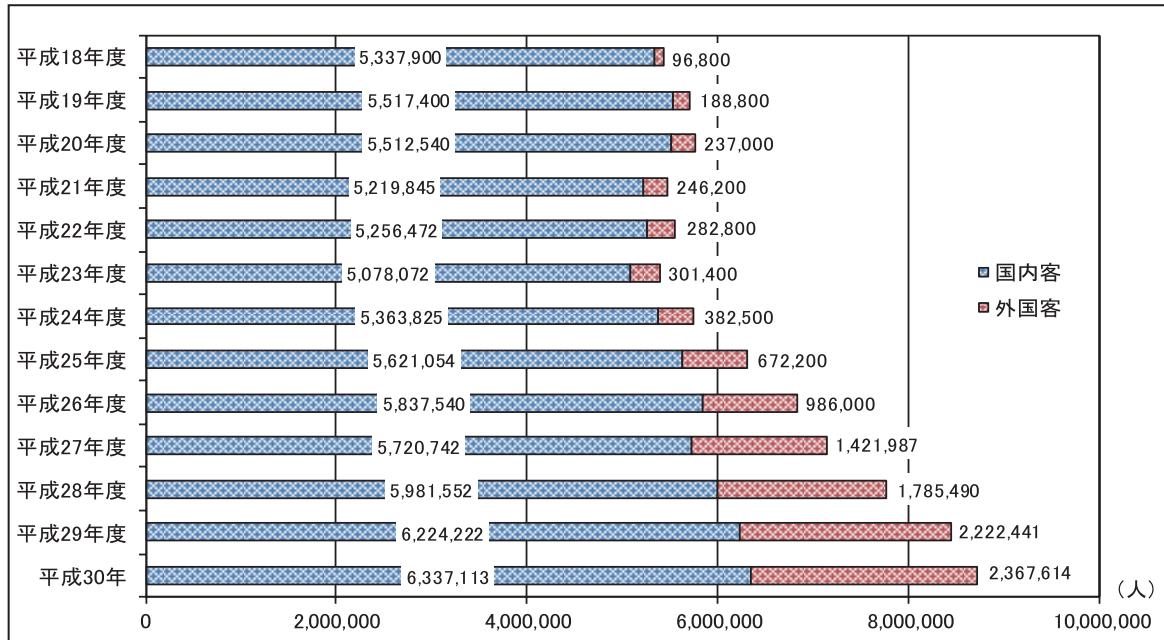
【事業所数(17,995カ所)】



資料：第58回那覇市統計書(平成30年版)

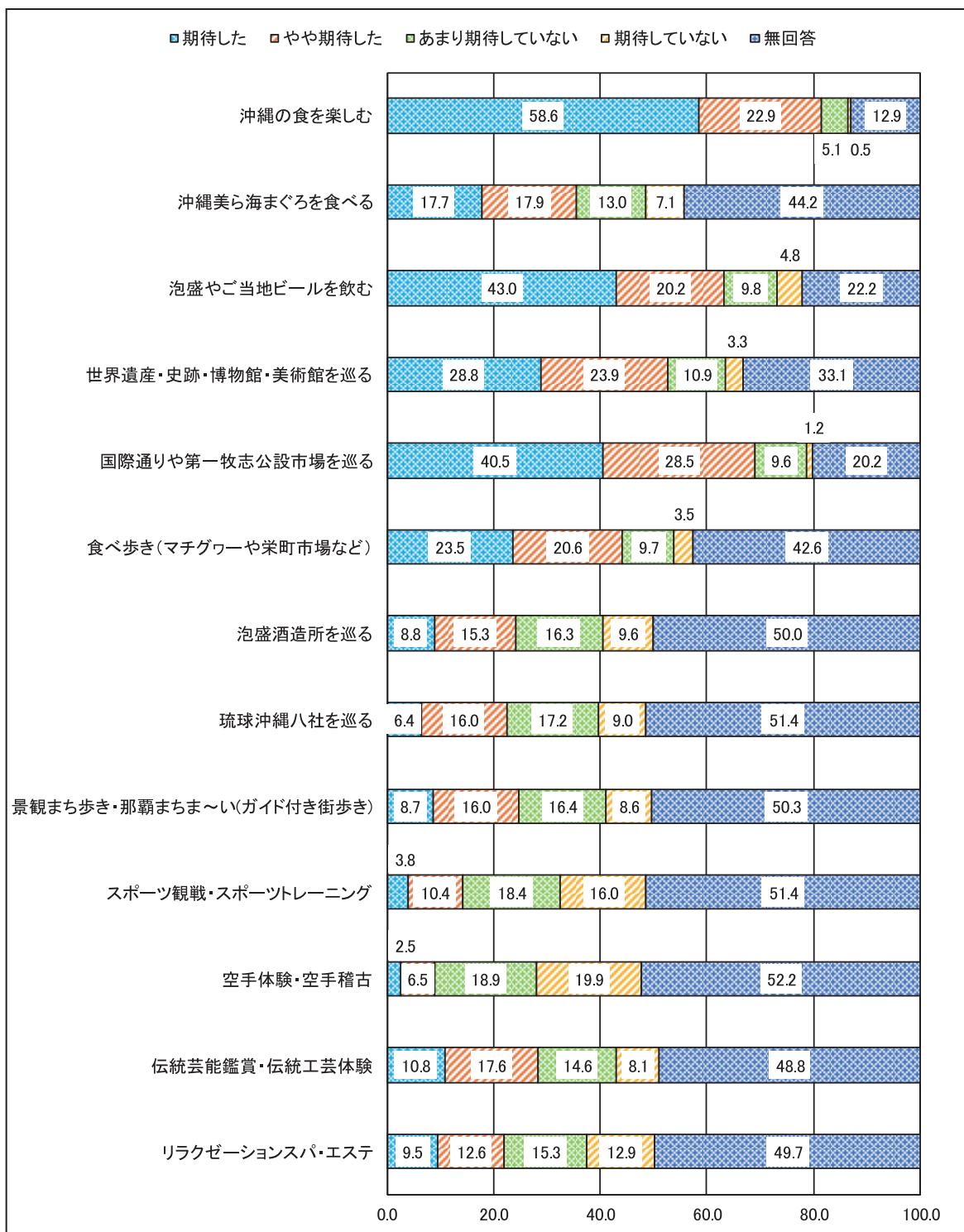
那覇市の2018(平成30)年の入込観光客数は870万人で、その内、外国客が約237万人であり、2013(平成25)年度以降、右肩上がりの増加傾向にあります。那覇市を訪れた観光客の期待度が高かった活動内容は、「沖縄の食を楽しむ」が最も高く、次いで、「国際通りや第一牧志公設市場を巡る」「泡盛やご当地ビールを飲む」「世界遺産・史跡・美術館を巡る」と続き、「食べ歩き(マチグワーや栄町など)」は5番目となっています。

【入込観光客数】



資料：那覇市の観光統計・観光客の声(平成30年版)

【那覇市を訪れた観光客の期待度】



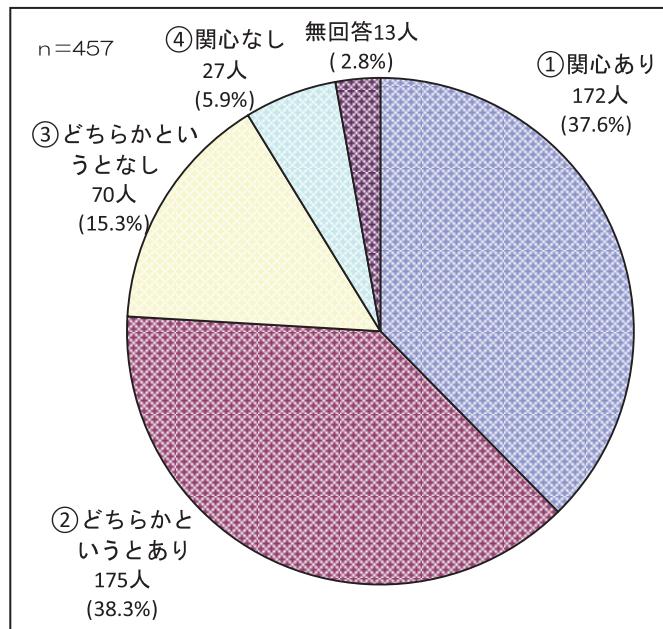
資料：那覇市の観光統計・観光客の声(平成30年版)

2 文化芸術に対する市民意向(平成30年度基礎調査結果より)

(1) 文化芸術活動の現状

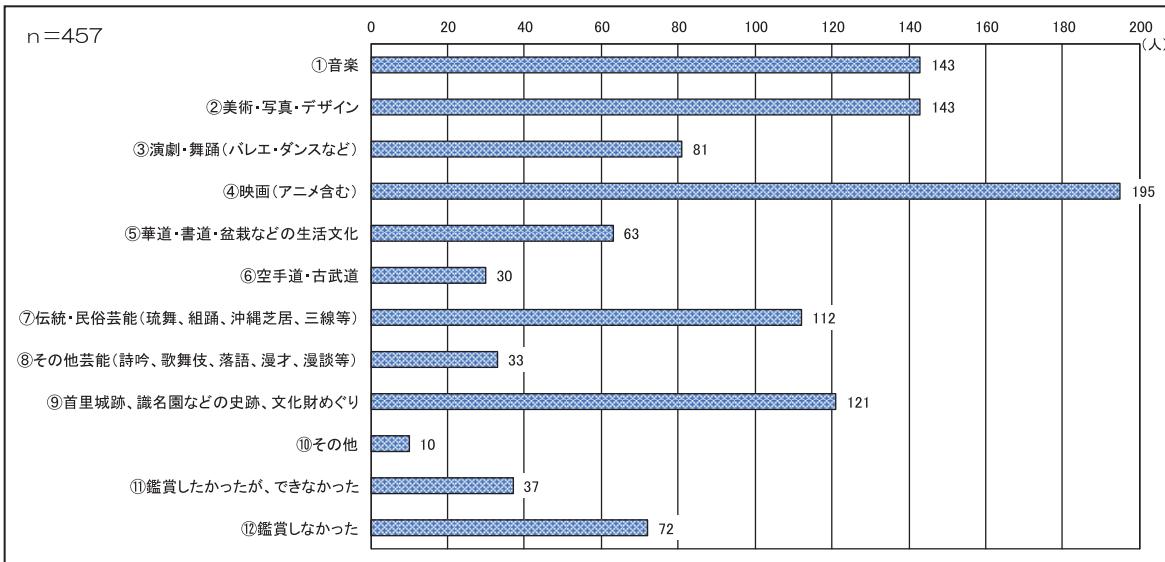
芸術の鑑賞や創作などの文化的体験や活動については、「関心がある」が172人(37.6%)、「どちらかというと関心がある」が175人(38.3%)であり、回答者全体の約76%が関心を示し、市民の文化芸術に対する意識は高いことがわかります。

【芸術の鑑賞や創作などの文化的体験や活動について】



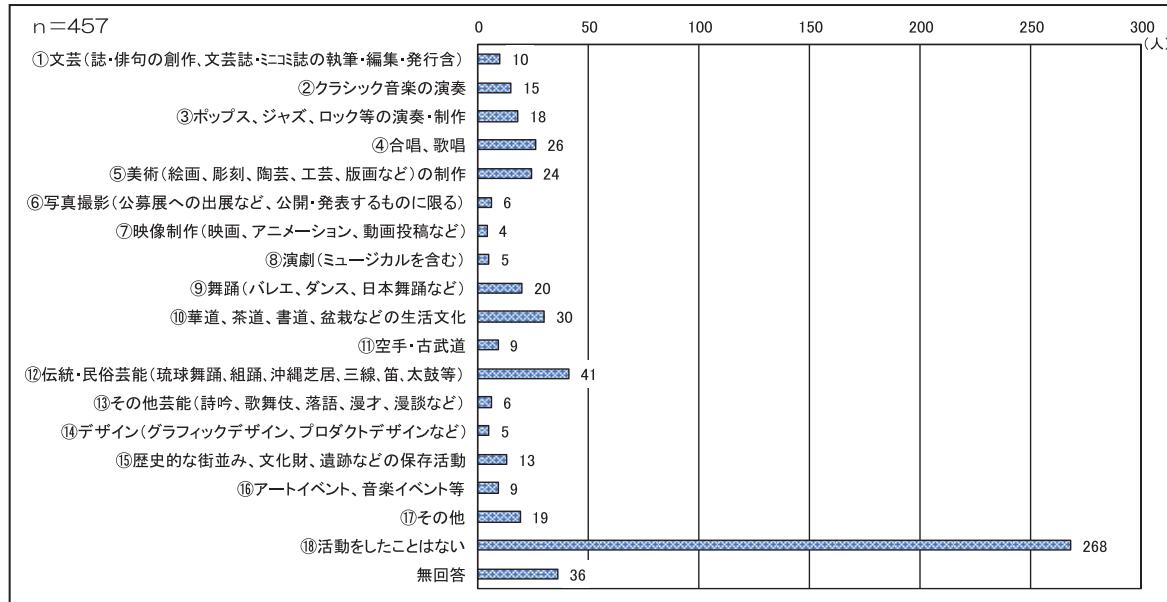
過去1年間のうちに鑑賞した文化的な催しや芸術等については、最も多くの回答を示したのは「映画(アニメ含む)」で、次いで「音楽」「美術・写真・デザイン」「伝統芸能等」「史跡、文化財めぐり」が比較的多く、一方で「空手道・古武道」、「その他芸能」などは少ない状況です。

【過去1年間のうちに鑑賞した文化的な催しや芸術等について】



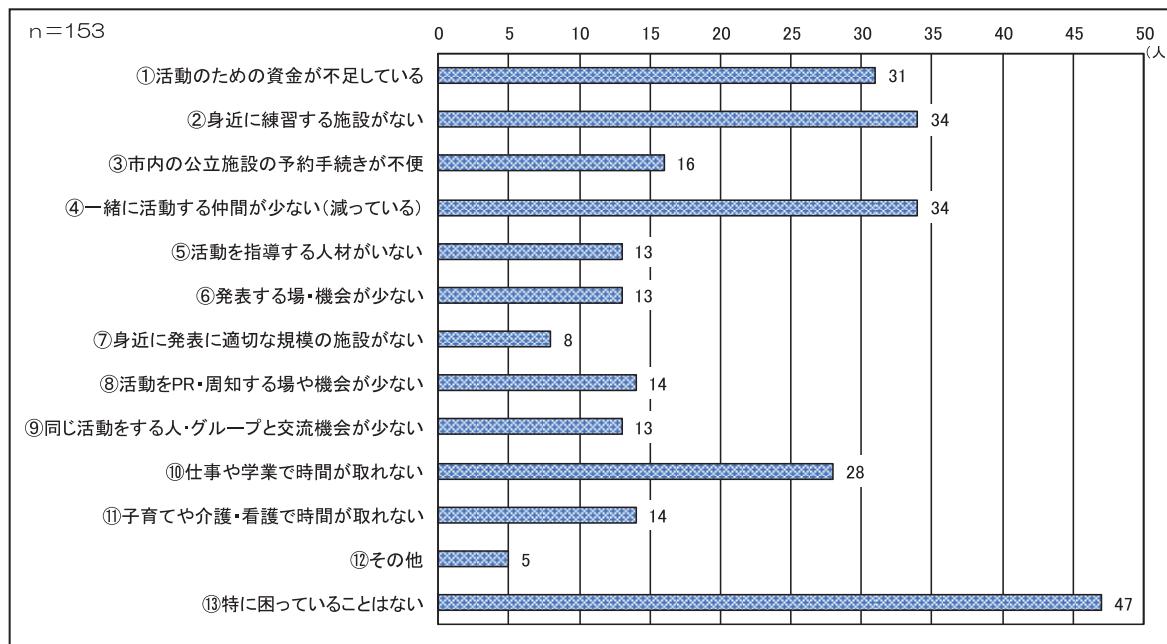
創作や公演・イベント等に関する文化的な活動への参加については、「活動したことはない」が全体の約6割を占めており、自主的な活動は活発とはいえない状況が伺えます。

【創作や公演・イベント等に関する文化的な活動への参加について】



文化芸術に関わる活動をする上で困っていることについては、「特に困っていることはない」が最も多いですが、困っていることに関しては「練習する施設がない」や「一緒に活動する仲間が少ない」、「活動資金が不足している」などが多く、また、「仕事や学業で時間が取れない」といった日常生活の中で時間的な余裕がないとの意見も比較的多くあります。

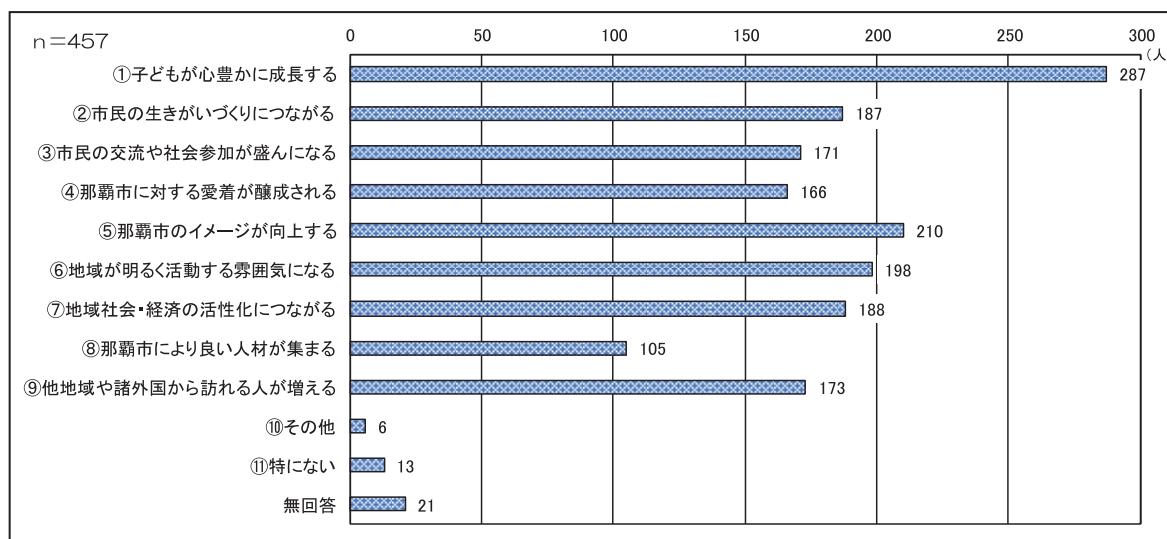
【文化芸術に関わる活動をする上で困っていることについて】



(2) 市民が求める「文化芸術」に対するニーズ

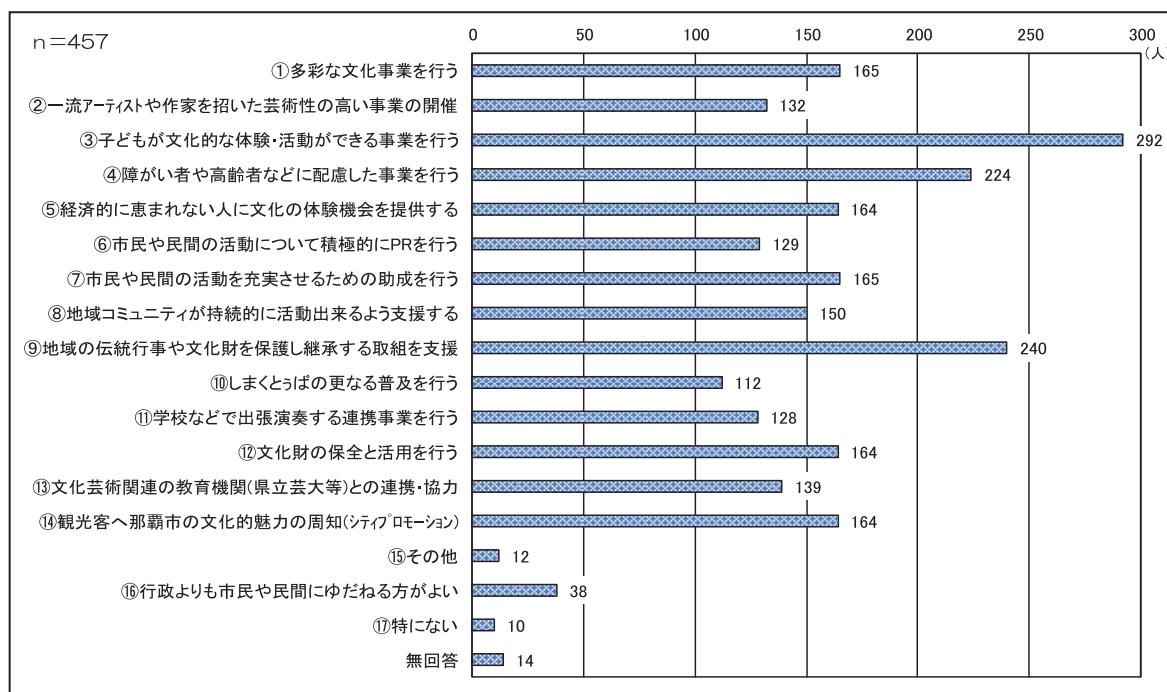
那覇市の文化的環境(鑑賞機会、芸術活動の参加機会、文化財や伝統的まちなみの保存・整備など)が充実した際に期待する効果については、「子どもが心豊かに成長する」が突出して多く、そのほかには平均的に意向が示されています。その次に多い意向は「那覇市のイメージが向上する」「地域が明るく活動する雰囲気になる」「地域社会・経済の活性化につながる」などとなっています。

【那覇市の文化的環境が充実した際に期待する効果について】



那覇市が文化的なまちであるために行政が行うことについては、「子どもが文化的な体験・活動ができる事業を開催する」や「地域の伝統行事や文化財を保護し、次世代に継承する取組を支援する」、「障がいのある方や高齢者などに配慮した事業を行う」などの意向が多くあります。一方「しまくとうばの更なる普及を行う」は少ないものとなっています。

【那覇市が文化的なまちであるために行政が行うことについて】

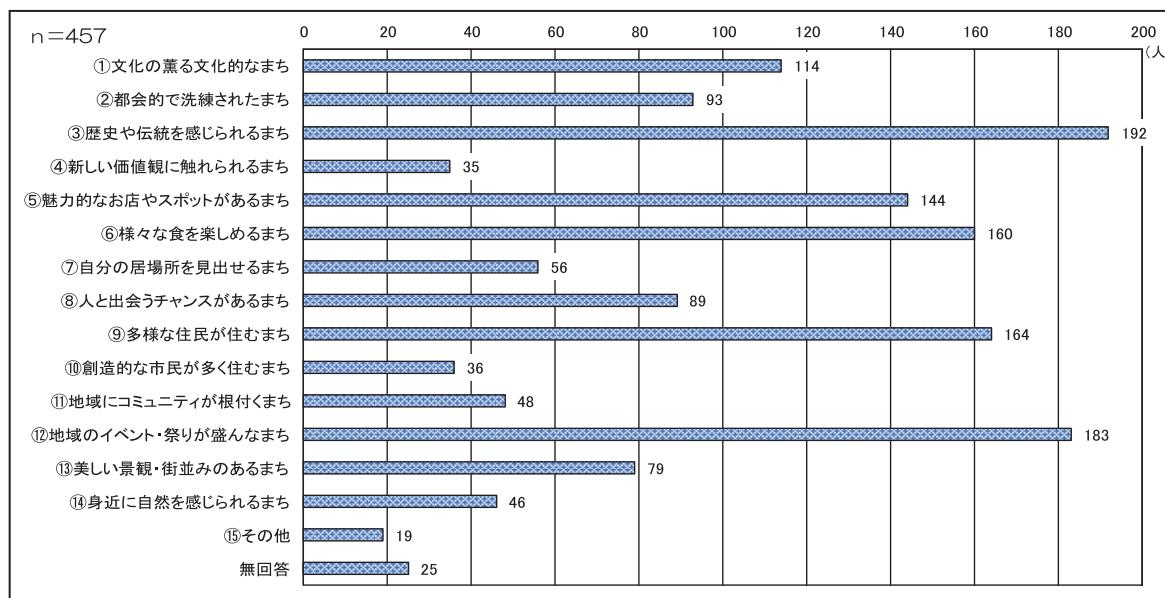


③ 那覇市のイメージと魅力(平成30年度基礎調査結果より)

市民が抱く那覇市に対するイメージとまちの魅力につながっている文化資源について、市民アンケートを全体的にみると、以下のような意向が示されています。

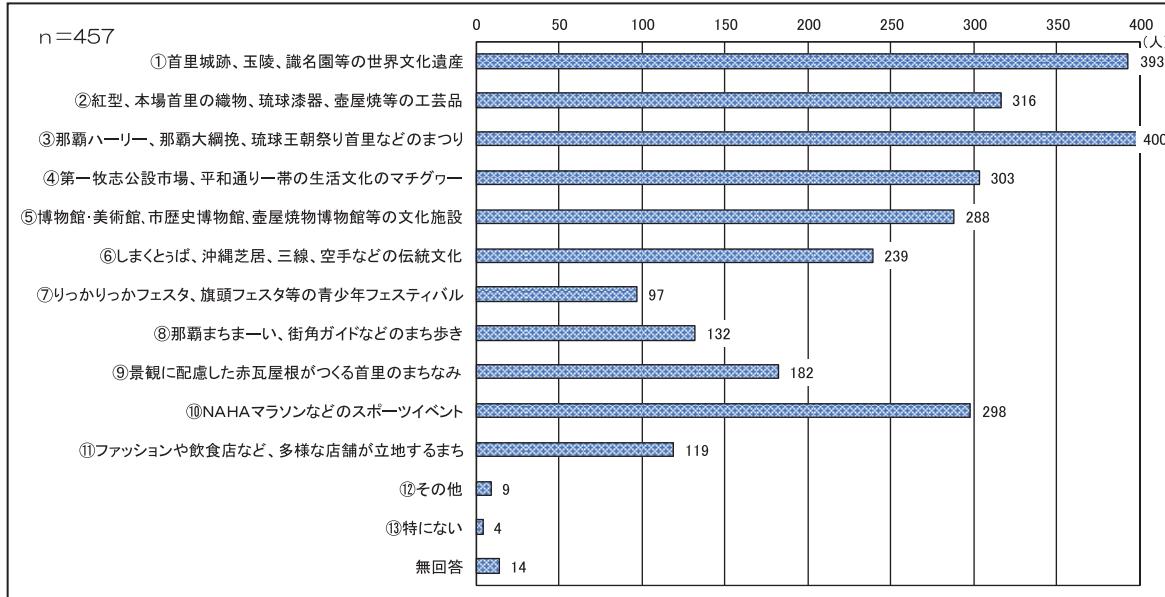
那覇市のイメージについては、「歴史や伝統を感じられるまち」が最も多く、次に「地域のイベント・祭りが盛んなまち」「多様な住民が住むまち」「様々な食を楽しめるまち」など多くの意向が示されています。一方、「創造的な市民が住むまち」「新しい価値観に触れられるまち」「地域にコミュニティが根付くまち」など、創造性を育むまちのイメージは低い意向となっています。

【那覇市に住んで市のイメージで実感することについて】



那覇市のまちの魅力につながっている文化資源については、「那覇ハーリーなどのまつり」や「世界文化遺産」「伝統工芸」「マチグワー」などに高い意向が示され、また「NAHAマラソンなどのスポーツイベント」も魅力的な資源として認識されていることが伺えます。

【那覇市のまちの魅力につながっている文化資源について】



4 文化活動状況(平成 30 年度基礎調査結果より)

(1) 那覇市文化協会

那覇市文化協会は、1992(平成 4)年 4 月に設立され、2018(平成 30)年 3 月現在、28 の部会があり、総勢 2,336 人の市民が文化芸術に関わる活動をしています。

【文化協会部会別会員状況(平成 30 年 3 月 31 日現在)】

	部会名	会員数		部会名	会員数
①	華道	30	⑯	演劇	24
②	日本舞踊	173	⑰	大正琴	127
③	フラワーデザイン	14	⑱	古美術骨董	10
④	茶道	82	⑲	八重山芸能	118
⑤	文芸	56	⑳	総合文化	40
⑥	詩吟	220	㉑	ハワイアンカルチャー	309
⑦	写真	32	㉒	新舞踊	124
⑧	古典芸能	435	㉓	琉球王朝禮樂	24
⑨	邦楽	67	㉔	うちなーぐち	15
⑩	美術工芸	40	㉕	空手文化	19
⑪	書道	84	㉖	カラオケ	33
⑫	生活美術	96	㉗	ピアノ	34
⑬	生活文化	38	㉘	オーケストラ	28
⑭	社交ダンス	35	㉙	ジャズ	29
総合計(28 部会)					2,336

(2) 公民館活動

市内には中央公民館をはじめ 7 つの公立公民館があり、定期利用団体は 515 団体、利用者数は約 7,100 名が公民館を利用しています(2018(平成 30)年度)。

各地区の公民館では、教育・福祉、趣味・生活・教養、スポーツ・レク、芸能・芸術、音楽等の分野において地域ごとの特色のあるサークル活動が多種多様に展開されています。シニア世代をはじめとした各世代において、様々な団体への参加がみられます。

公民館別のサークル及び同好会数は、中央公民館 26 団体、小禄南公民館 80 団体、首里公民館 92 団体、若狭公民館 50 団体、石嶺公民館 56 団体、繁多川公民館 49 団体、牧志駅前ほしごら公民館 162 団体が活動しています。沖縄文化関連のサークルはエイサー、琉球舞踊、沖縄民謡、三線、琉球笛、首里言葉(首里)、沖縄語(繁多川)等があります。

【各公民館の沖縄文化関連サークル】

公民館	団体数	沖縄関連サークル等
中央公民館	26	空手、エイサー、琉球舞踊、沖縄民謡、三線
小禄南公民館	80	エイサー、琉球舞踊、沖縄民謡、三線、琉球笛
首里公民館	92	琉球舞踊、首里クエーナ、沖縄民謡、三線、首里言葉、おもろ御そうし、古都首里探訪、御茶屋御殿復元期成会
若狭公民館	50	エイサー、沖縄民謡、
石嶺公民館	56	エイサー、琉球舞踊、沖縄民謡、三線
繁多川公民館	49	空手、エイサー、琉球舞踊、沖縄民謡、三線、沖縄語
牧志駅前 ほしごら公民館	162	空手、エイサー、琉球舞踊(本島・宮古・八重山)、沖縄民謡、三線、琉球笛、陶芸

(3) こども園・保育所等及び学校関連の主な文化活動

①就学前教育・保育施設（こども園・保育所等）

市内こども園や保育所等においては、普段の教育・保育活動や、食育、季節の行事、イベントなどに沖縄の伝統芸能、生活文化を取り入れています。公立こども園においては、園児が伝統文化への興味・関心を高めることや伝統文化の継承を目的に、空手、エイサー、わらべうた、獅子舞、琉球舞踊、三線などの専門講師を招く取組を行っており、園児が学習及び体験した成果をおゆうぎ会やお招き会などで発表しています。また私立保育園等においても、公立と同様に、独自の取組が行なわれています。

②小学校

市内小学校においては、総合的な学習の時間やクラブ活動でうちなーぐちや三線、旗頭、琉球舞踊、茶道、華道、バトンなどを学ぶ機会を創出している学校があります。また一部の学校では、運動会や学習発表会のプログラムにエイサー や旗頭を組み込むことで、児童の伝統文化への興味・関心を高める取組が行われています。そして授業の始めと終わりのあいさつや給食時のあいさつで、うちなーぐちを使用し、うちなーぐちの普及・継承を図る取組を行っている学校もあります。

③中学校

市内中学校においては、那覇ハーリーへの参加や、運動会や学習発表会のプログラムにエイサー や旗頭を組み込むことで、生徒が伝統文化に興味・関心を高める取組が行われている学校もあります。また、一部の学校では授業に空手を取り入れ、伝統文化である空手の継承・発展に寄与しています。

④放課後子ども教室

放課後子ども教室は、小学校の余裕教室等を活用し、放課後や週末等の居場所として設け、地域住民が企画・運営することで子どもたちの自主性、創造性等の豊かな人間性を育むとともに地域コミュニティの充実を図る取組です。活動内容は各教室で異なりますが、宿題等の学習支援の他、スポーツや地域文化活動など多岐に渡ります。地域文化ではエイサー や三線、琉舞、空手、昔遊びなどの他、旗頭、安里フェーヌシマ、陶芸、しまくとうば、沖縄将棋のチュンジーが行われています。

⑤地域学校連携施設

地域学校連携施設は、学校施設を地域住民の学習・文化活動や交流の場として開放し、生涯学習の推進と地域のコミュニティづくり、地域と学校との連携・交流の充実を目的としています。2019(平成31)年4月1日現在、27校が地域学校連携施設を通して学校開放を進めしており、学校教育に支障のない範囲で様々なサークル活動、世代間交流、地域交流、子ども会活動、研修会、集会、レクリエーションなどが行われています。

⑥高等学校

・部活動等

沖縄文化に関連する部活団体数は少ない状況ですが、空手部やエイサー部、郷土芸能同好会、旗頭同好会が活動しています。特に空手部は12校中7校に存在し、高校総体や各種大会で一定の実績を収めています。また、ダンス部、ヨガ部など現代的な部活動も一部見られます。

・沖縄関連の課程・専攻

沖縄関連の課程は首里高校の染色デザイン科や真和志高校のクリエイティブアーツコース、小禄高校の普通科芸術教養コースが挙げられます。これらは専門性の高い知識や技術の習得を目的としてカリキュラムが構成され、卒業後は関連する職種に従事する流れが確立しています。

【沖縄関連過程】

首里高校 染色デザイン科	染織工芸の技術・デザイン教育を行う学科として昭和 33 年に設置され、優れた染織文化を継承や染織産業の振興を目的とし、地域社会に立脚しながら、工芸教育を通して生徒の感性を磨き、豊かな創造性を養うことを教育理念とする。第1回卒業生以来継続して開催する「そめおり展」において生徒の作品を発表し、関係者から高い評価を受けている。卒業生は 2,000 名以上にのぼり、伝統工芸士や産地の中堅技術者をはじめ幅広く活躍している。
真和志高校 普通科・クリエイティブアーツコース	美術教育を通し、表現力を伸ばして感性豊かで創造的な人間を育成する。美術の基本的な知識や技法を習得するとともに、コースとしての特色を生かし、美術系各学校への進学を支援し、専門的技術者の育成を目指す。2 年次より次の3つの専攻に分かれる。まんが表現専攻、写真・映像デザイン専攻、陶芸専攻。
小禄高校 普通科・芸術教養コース	音楽、美術、書道、それぞれの専攻を3年間、専門的に学ぶ。各種コンクール等への作品応募および出演する能力を育て、かつ芸術系および文系大学等への進学に対応できる学力を養成する。毎年学年末には展示会及び演奏会や、各専攻の生徒が教師役となり他の専攻の生徒に授業をおこなう「三科交流授業」も実施する。

⑦沖縄県立芸術大学

沖縄県立芸術大学は沖縄独自の歴史と風土で培われた「個性の美と人類普遍の美を追究する」ことを建学の理念に掲げ、美術工芸学部、音楽学部、附属研究所、大学院(修士課程、博士課程)を備える総合芸術大学です。1986(昭和 61)年に開学し、開学から 30 年余の間に 3,700 名余の学生が卒業し、沖縄の伝統芸能に加え、美術、音楽、舞台芸術等の芸術分野における県内の中核的な存在として、芸術文化振興に貢献しています。

【沖縄県立芸術大学学科等】

沖縄県立芸術大学	
学科	美術工芸学部・美術学科(絵画専攻、彫刻専攻、芸術学専攻)、デザイン工芸学科(デザイン専攻、工芸専攻(染分野、織分野、陶芸分野、漆芸分野))、音楽学部・音楽学科(音楽表現専攻(声楽コース、ピアノコース、弦楽コース、管打楽コース、作曲理論コース)、音楽文化専攻(沖縄文化コース、音楽学コース)、琉球芸能専攻(琉球古典音楽コース、琉球舞踊組踊コース))
大学院	造形芸術研究科(修士課程):生活造形専攻(工芸専修)、環境造形専攻(デザイン専修・絵画専修・彫刻専修)、比較芸術学専攻(比較芸術学専修) 音楽芸術研究科(修士課程):舞台芸術専攻(琉球古典音楽専修・琉球舞踊組踊専修)、演奏芸術専攻(声楽専修・ピアノ専修・管弦打楽専修)、音楽学専攻(音楽学専修・作曲専修) 芸術文化研究科(工期博士課程):比較芸術学研究領域、民族音楽学研究領域、芸術表現研究領域
付属施設	全学教育センター、付属研究所、附属図書・芸術資料館

(4) 市内における文化芸術に関する事業所・団体等

①『衣』・『食』・『芸』等に関する事業所・団体

(ア)『衣』

『衣』に関する沖縄に関連した文化活動を行っている事業所・団体は49件あり、洋裁・和裁教室や裁縫業、着付け教室、宝石・貴金属加工卸などが挙げられます。貴金属店(34件)のうち黒真珠や赤珊瑚など沖縄関連の宝石の取り扱い店舗も多く見られます。

(イ)『食』

『食』に関する事業所・団体は120件を超え、琉球料理・沖縄料理(店舗73件)、沖縄そば(店舗51件)、料理教室、酒造業(10件)などが挙げられます。国際通りをはじめ各所に沖縄料理の食堂が立地しています。

(ウ)『芸』

『芸』は、「芸能」、「工芸」、「芸術」、「園芸」に大きく分類しました。

「芸能」に関する事業所・団体については114件(重複含む)で、音楽全般教室(27件)をはじめ、バイオリンやピアノ教室、邦楽教室、各種ダンス教室(バレエ・日舞等も含む)が挙げられます。沖縄関連では琉球舞踊の研究所(21件)などが活動しています。その他、各種教室以外では私設劇団(5件)やライブハウス(26件)も確認できます。

「工芸」は119件あり、陶工・焼物、漆器、織物、染色工業、三線、和紙、紙工品、瓦、珊瑚、銀器、その他工芸品の製造・販売など多種多様に見られます。壺屋の関連で陶磁器店(18件)も多くあります。

「芸術」は28件あり、絵画教室、書道教室、茶道教室、手芸教室、画廊・ギャラリー等があります。

「園芸」は華道教室(5件)や造園業(25件)が挙げられます。

(エ)『その他』

上記(ア)～(ウ)に加えて、空手道場(17件)などが挙げられます。

② 文化活動団体

(ア)『学術・文化』『社会生活』『趣味・スポーツ』

「学術・文化」では、沖縄県文化振興会、沖縄県立芸術大学芸術振興財団、首里振興会、小禄地域振興会、那覇大綱挽保存会、那覇市文化協会、那覇爬龍船振興会などが挙げられます。

「社会生活」では、沖縄県芸術文化振興協会、古都首里のまちづくり期成会、那覇市協働によるまちづくり推進協議会など芸術やまちづくりに特化した団体が挙げられます。

「趣味・スポーツ」では、沖縄県体育協会、沖縄県公園・スポーツ振興協会奥武山公園管理事務所、沖縄県障がい者スポーツ協会などが挙げられます。

(イ)『琉球古典音楽』『琉球舞踊』『沖縄民謡』『沖縄空手』

市内には、各ジャンルにおける様々な流派が数多く存在します。沖縄の伝統文化の継承と発展を担い続けるとともに、国内外にも発信し、その豊かさを象徴しています。

(5) 那覇市の行事・イベント等

① 年間行事

那覇市の年間行事で代表的なものは「那覇ハーリー」と「那覇大綱挽まつり」、「琉球王朝祭り首里」があります。いずれも沖縄の歴史民俗に根ざし、沖縄の代表的な祭りとして挙げられます。その他、真夏の国際通りを彩る「一万人のエイサー踊り隊」や沖縄の代表的スポーツイベントである「NAHAマラソン」など近年県内外で認知度が高まっている人気イベントも多数開催されています。



「那覇の三大祭り」
左上：那覇ハーリー 左下：那覇大綱挽まつり 右：琉球王朝祭り首里

② 民間主催イベント

市内では民間が主催するイベントも数多く開催されています。その中には定期開催している国際通り歩行者天国「トランジットモール」、「サンライズマーケット」や「沖縄まーさんマルシェ」、「オキナワマルクト」など参加店舗も来訪客も年々増加傾向にあります。各イベントとも趣向を凝らし、場所や客層を意識したデザイン性の高い出店も多く見られます。また、複数のイベントを同時開催して相乗効果を図る「サクラザカマルシェ」と「Sakurazaka ASYLUM」の組み合わせ事例もあります。開催イベントが拡大する一方で、継続的な運営の難しさや開催時期の偏りについての課題もあります。



毎月第2日曜に開催するサンライズ
マーケット（同実行委員会主催）

5 文化資源（施設・文化財）

(1) 文化施設等

① 公共の施設における文化芸術活動

市内には、パレット市民劇場をはじめ、那覇市民ギャラリー、那覇市ぶんかテンプス館などのホールやギャラリーが立地し、様々な文化芸術活動が営まれてきました（市民会館は2016（平成28）年に休館）。加えて、那覇市の独自性をもつ「那覇市歴史博物館」や「那覇市立壺屋焼物博物館」、「那覇市伝統工芸館」を有しています。

その他、2015（平成27）年には協働によるまちづくりの拠点となる施設「なは市民協働プラザ」を開設しています。2016（平成28）年に設置された「那覇市津波避難ビル」では、災害から市民の安全を守るために避難施設としての機能に加え、世代間交流を通じて互いに支え、助け合う共助の心を育むといった地域コミュニティ形成の場としての役割として、青少年から高齢者までの交流・居場所づくり等で活用され、地域の絆で防災力を高める事業を展開しています。

また、市内には「沖縄県立博物館・美術館」「ているる」等の県内の広域施設も立地しています。

【市内の主な文化公共施設一覧表（平成29年度現在）】

施設名	設立	規模等	年間利用者	場所	備考
那覇市民会館	1970	・大ホール(1,668名) ・中ホール(800人以下の集会・展示会・講習会等)	—	寄宮	2016(平成28)年10月より休館中 2018(平成30)年10月より久茂地に新施設を建設中。
パレット市民劇場	1991	・収容人数391名 ・音楽、舞踊、演劇等	57,631人	久茂地	パレットくもじ9F
那覇市民ギャラリー	1991	・第1展示室(約87m ²) ・第2展示室(約225m ²) ・第3展示室(約62m ²)	69,477人	久茂地	パレットくもじ6F
那覇市ぶんかテンプス館	2004	・多目的ホール(250名) ・ギャラリー ・会議室1,2(定員50名) ・和室、調理実習室 ・研修室 ・音楽スタジオ1,2 ・レッスンルーム1,2	77,090人	牧志	芸能公演、発表会等 工芸品、写真、絵画等 講演会、セミナー等 着付け教室、お茶会等 講習会等 バンド、楽器演奏等 ダンス、演劇等
那覇市歴史博物館	2006	・特別展示室 ・常設展示室 ・企画展示室	15,112人	久茂地	パレットくもじ4F
那覇市立壺屋焼物博物館	1998	・エントランス ・常設展示室1F ・映像シアター ・常設展示室2F ・企画展示室3F ・図書・講座室3F等	53,154人	壺屋	ニシヌメー広場 湧田の平窯など

施設名	設立	規模等	年間利用者	場所	備考
那覇市伝統工芸館	2004	・特別展示室 ・体験工房、研修会議室 ・販売場、映像コーナー	22,839人	牧志	ぶんかテンブス館 2F 琉球びんがた、首里織、琉球漆器
中央公民館	1975	・ホール(300人程度) ・会議室(15人程度)	18,333人	寄宮	図書館と併設
小禄南公民館	1982	・ホール(300人程度) ・視聴覚室(30~40人程度) ・中研修室(20~36人程度) ・児童図書室(12人程度) ・小会議室A(12人程度) ・小会議室B(12人程度) ・自習室(24人程度) ・和室(35人程度) ・団体連絡室(11人程度)	58,808人	高良	図書館と併設
首里公民館	1983	・ホール(300人程度) ・ピロティー(100人程度) ・会議室(50人程度) ・中会議室(40人程度) ・視聴覚室(40人程度) ・児童室(20人程度) ・和室(40人程度) ・展示室(約400m ²) ・調理室(35人程度) ・団体室(10人程度)	82,789人	当蔵町	図書館と併設
若狭公民館	1992	・ホール(200~250人) ・第1研修室(60人程度) ・第2研修室(30人程度) ・第3研修室(20人程度) ・実習室(20人程度) ・和室(20~30人)	44,391人	若狭	図書館と併設
石嶺公民館	1996	・ホール(200人程度) ・第1学習室(30人程度) ・第2学習室(30人程度) ・実習室(25人程度) ・和室(25人程度)	31,455人	石嶺	石嶺文化スポーツプラザ内 図書館と併設
繁多川公民館	2005	・ホール(200人程度) ・和室(30人程度) ・研修室(40人程度) ・研修室(25人程度) ・実習室(25人程度)	52,406人	繁多川	図書館と併設
牧志駅前ほしそら公民館	2011	・ホール(120人程度) ・第1学習室(40人程度) ・第2学習室(15人程度) ・第3学習室(15人程度) ・第4学習室(30人程度)	117,144人	安里	さいおんスクエア 3F 図書館と併設

施設名	設立	規模等	年間利用者	場所	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・実習室(20人程度) ・パソコン室(40人程度) ・工作室(15人程度) ・和室(15人程度) ・プラネタリウム(84人) 			
那覇市立中央図書館	1975	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書冊数 174,549 冊 ・登録利用者数 48,100 人 	110,431 人	寄宮	公民館と併設
小禄南図書館	1983	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書冊数 85,684 冊 ・登録利用者数 30,634 人 	84,505 人	高良	公民館と併設
首里図書館	1984	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書冊数 78,010 冊 ・登録利用者数 25,888 人 	42,424 人	当蔵町	公民館と併設
若狭図書館	1992	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書冊数 70,350 冊 ・登録利用者数 25,917 人 	39,601 人	若狭	公民館と併設
石嶺図書館	1996	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書冊数 73,550 冊 ・登録利用者数 22,898 人 	47,568 人	石嶺	石嶺文化スポーツプラザ内 公民館と併設
繁多川図書館	2005	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書冊数 58,231 冊 ・登録利用者数 7,743 人 	31,351 人	繁多川	公民館と併設
牧志駅前ほしづら図書館	2011	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書冊数 101,090 冊 ・登録利用者数 22,006 人 	105,446 人	安里	さいおんスクエア 3F 公民館と併設
なは市民協働プラザ	2015	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室(8室:571 m²) ・研修室(2室:68 m²) ・団体事務室(13室:565 m²) ・支援ブース(87 m²) ・事務室(89 m²) 	21,584 人 なは市民活動支援センター利用者数	銘苅	なは市民活動支援センター、なは女性センター、なは産業支援センター等併設
那覇市津波避難ビル	2016	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションルーム ・ダンスルーム ・音楽スタジオ ・ミーティングルーム 	30,783 人	松山	津波避難ビル 3階 平常時、青少年の交流・居場所づくりのため無料で開放
沖縄県立博物館・美術館 *沖縄県	2007	<p><博物館>(10,478 m²)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示室 ・特別展示室等 <p><美術館>(7,537 m²)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コレクションギャラリー ・県民ギャラリー等 	<p><博物館></p> <p>105,531 人</p> <p><美術館></p> <p>244,329 人</p>	おもろまち	<p>収蔵資料件数</p> <p>博物館: 94,000 件</p> <p>美術館: 3,700 件</p>
ているる *沖縄県	1996	<p><複合施設>(15,824 m²)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホール(480名) ・会議室 4室(82名)等 	164,997 人	西	地下 1F、地上 8F 沖縄県男女参画センター 沖縄県自治研修所等

※「那覇市人材育成支援センターまーいまーい Naha」令和 2 年 4 月開館

※「那覇文化芸術劇場なはーと」令和 3 年度中の開館予定

② 民間の文化施設

民間の文化施設では、会館、映画館、ライブハウス、画廊・ギャラリーなどがあります。特に、沖縄戦や戦後史に関わる民間の資料館(対馬丸記念館、不屈館)が設置されていることが那覇市の特徴としてあげられます。最近では、演劇公演や稽古を行うアトリエ等も開設されています。

ライブハウスは民謡・島唄からロック、オールディーズ、ジャズまで幅広いジャンルの店舗が存在しています。画廊・ギャラリーについては、本格的なアートギャラリーやカフェなどの併設も見られます。

(2) 文化財

市内には「首里城跡」等の世界遺産以外にも、国宝「琉球国王尚家関係資料」、国指定史跡「銘苅墓跡群」、国指定無形文化財「琉球古典音楽」「組踊音楽歌三線」「紅型」「首里の織物」、その他国指定無形文化財(選択)「壺屋の荒焼」等の文化財が多様に存在します。

国県市指定文化財以外にも、首里地域を中心に多くの未指定の文化資源が現存し、加えて、地域に伝わる綱引き等の民俗文化資源も数多く存在します。

【那覇市内指定等文化財件数一覧】

(令和2年5月末現在)

	有形文化財(89件)										無形文化財(15件)			民俗文化財(16件)			記念物(53件)			選定保存技術	登録有形文化財	国県市別計					
	建造物(14件)					美術工芸品(75件)									芸能	工芸技術	空手・古武術	選択	有形	無形	選択	史跡	(特別名勝含む)	天然記念物			
	(建造物) 国宝 建築	寺院建築	城郭建築	橋梁	住宅	その他	絵画	彫刻	工芸品	書跡	典籍	古文書	歴史資料														
国	1			2	1	3			2		2	2	5	5	2		1			2	6	5	2		6	47	
県		1	1	3		1	7	7	36	4	2	3	2	2	3	1				1	7	1	1			83	
市						1			1			2			1			3	10		28	2	1			49	
計	1	1	1	5	1	5	7	7	39	4	4	7	7	7	6	1	1	3	10	3	41	8	4	0	6	179	



世界遺産・国指定特別名勝「識名園」



世界遺産・国宝・国指定史跡「玉陵」

6 那覇市の文化芸術の課題

(1) 市民主体の文化芸術の振興に対する環境整備【基本的施策 1-(1)(2)(3)】P34~36

文化芸術に対する市民意向において(P11~13 参照)、子どもたちが文化的な体験・活動ができる環境に対して、多くの支持が示されています。しかしながら、市民の文化芸術に対する関心は高いものの、自主的な文化的活動への参加状況は活発とは言えず、練習する施設がない、一緒に活動する仲間がないといった意見があります。市民が主体となり文化芸術活動を行える環境を整備していく必要があります。



プロのミュージシャンの指導のもと小・中学生が演奏する「ふれあいジャズフェスティバル」(~H27)

(2) 地域に伝わる暮らしの文化の継承【基本的施策 1-(4)(5)、2-(1)(2)】P36~40

那覇市は、戦後旧那覇市と首里市、小禄村、そして真和志市が合併し現在の規模に拡大、県都としての都市づくりを進めてきました。都市化が進む中、農村地域の面影はわずかとなりましたが、市の無形民俗文化財に指定されている「首里汀良町の獅子舞い」「首里末吉町の獅子舞い」「泊地バーリー」「字安里のフェーヌシマ」「字安次嶺の村踊り」「字国場のウズンビーラ」「首里のケーナ」「琉球王府の路次樂」「字大嶺の獅子舞」「字大嶺の地バーリー」など、地域に伝わる文化が今日まで継承されています。

市内では、「那覇大綱挽」以外に、農村地域であった小禄地区や真和志地区など約10カ所の地域で独自の綱引きが行われています。また、「旗頭」については、「那覇大綱挽」での連携の他、それぞれの地域の誇り、シンボル的な存在として継承され、伝統行事以外でも子どもたちの健全育成を目的に「旗頭」を活用した取組も行われています。一方、地域に伝わる文化や旗頭については、継承の担い手が少ないという現状があります。

沖縄文化の基層となっている「うちなーぐち」*については、市内でも「首里くとうば」や「小禄くとうば」など多様にそれぞれの地域に伝わってきましたが、2009(平成21)年にはユネスコ(国際教育科学文化機関)により、消滅の危機に瀕する言葉に指定されました。「うちなーぐち」をはじめ、年中行事や食文化など生活に根差した地域に伝わる文化は、都市化やライフスタイルの変化の中で薄れている現状があります。地域のコミュニティづくりや学校教育・生涯学習との連携を通して、担い手の発掘・育成を含め、時代や地域の実情に即した継承を図る必要があります。



字大嶺の地バーリー



那覇大綱挽を我栄(ガーエー)で盛り上げる旗頭

*「うちなーぐち」と「しまくとうば」の表現について

「うちなーぐち」は、広い意味では沖縄本島とその周辺島しょの諸方言をさし、狭い意味では沖縄本島中南部の言葉をさします。しまくとうばの「しま」は村落、島をあらわすだけでなく「故郷」の意味も持ります。よって、しまくとうばとは「故郷のことば」といえます。(しまくとうば普及センターホームページより参照)本計画では、沖縄本島中南部に位置する那覇市の計画であることや、これまでの事業や取組の中で主に「うちなーぐち」を使用していることを踏まえ、一部を除いて「うちなーぐち」に統一しています。

(3) 多様な文化遺産の継承と保存・活用 【基本的施策 2-(1)(2)(4)(5)】P38~42

今まで脈々と受け継がれている琉球王国文化をはじめとする文化遺産は、幾多の時代変遷の中で消滅の危機がありました。先の沖縄戦で失った多くの貴重な文化財は、戦後、修復・復元され、文化財指定や世界遺産の登録を受け、観光や地域活性化等に大きく寄与してきました。

いまに伝わる多様な文化遺産を那覇市の「財産」として次世代に継承するため、地域の文化財やその周辺環境も含め総合的に保存・活用していく必要があります。

2019(令和元)年10月31日の首里城正殿をはじめとする主要施設が焼失した出来事は、多くの市民、県民に大きな衝撃と深い悲しみを与えました。その悲しみを乗り越え、首里城再建を望む多くの方々からの支援金、寄付金が寄せられ、国、県、市が一丸となって首里城再建に向けた議論を進めています。今回の出来事を、いま一度沖縄の歴史文化を学び直すとともに、復興プロセスにおいて新たな価値が創出される機会として捉えることも出来ます。



焼失前の首里城正殿

(4) 新たな価値の創造を生む文化芸術の持続的展開への基盤づくり 【基本的施策 2-(3)】P40

市民が抱く「那覇市に対するイメージ」と「まちの魅力につながっている文化資源」について(P14 参照)、「歴史や伝統を感じられるまち」「地域のイベント・祭りが盛んなまち」などに多くの意向が示される一方、「創造的な市民が住むまち」「新しい価値観に触れられるまち」「地域にコミュニティが根付くまち」など、創造性を育むまちのイメージは低い意向となっています。



国際児童青少年演劇フェスティバルおきなわ

文化芸術の持続的展開と新たな価値の創造が生まれる環境を確保するため、文化芸術に携わる芸術家、実演家、職人等の担い手や専門のスキルを持った関係機関と連携し、その基盤づくりに取り組む必要があります。

(5) 文化芸術がもつ社会的価値を生かした取組 【基本的施策 3-(1)(2)】P43~45

文化芸術基本法では、文化芸術そのものに意義と価値があることから、文化芸術の振興が重要であるとされています。加えて、人口減少や少子高齢化を背景とした複雑な社会課題への対応が求められている中、文化芸術を社会的に必要な戦略的投資として捉え、文化芸術がもつ社会包摂機能(教育・福祉等)や、観光、産業振興・地域活性化(産業・まちづくり、国際交流等)との多様な連携による新たな価値の創造への期待がもたれています。

市内には、ものづくりに関わる伝統工芸をはじめ、伝統芸能、映画、音楽、演劇、食の他、首里城跡・玉陵・識名園などの世界遺産、那覇ハーリーや那覇大綱挽など、多様な文化芸術資源を有しています。

文化芸術そのものの意義や価値について、市民をはじめ多くの関係者と共に通認識を図り、文化と産業の関係性を踏まえ総合的に連携部署や事業者等の関係者と連携し、施策に取り組む必要があります。

(6) 亞熱帯のもつ風土の継承【基本的施策 3- (3)】P45~46

那覇市は全国的にも早くから景観行政に取り組み、「那覇市都市景観条例」(1985(昭和 60)年制定、2011(平成 23)年全部改正)に基づき、都市景観形成地域の指定を行うなど、那覇市の歴史性を踏まえた都市景観づくりを推進してきました。

都市化が進展した中であっても、琉球王国文化を育んできた亞熱帯の風土を生かした景観の継承創出の推進を図る必要があります。

(7) 交流・情報発信【基本的施策 4- (1) (2) (3)】P47~49

那覇市は、空港と港を有することから、国内外の姉妹都市・友好都市提携に伴う交流をはじめ、文化芸術、経済、学術交流活動等の多文化交流が行われており、近年は外国人観光客が急増し、今後、市民レベルで観光来訪者と交流する機会が生まれることが期待されます。また、近隣離島との広域連携についても推進していく必要があります。

国内外の人々が集い交流する都市として情報発信力を高め、相互交流の成果を生み出すため、本市広報紙、公式ホームページや SNS*の他、多様な媒体を活用した本市の魅力あるコンテンツの効果的な発信が求められています。加えて、市内に数多く存在する文化芸術に関わる市民や団体のネットワークづくりや情報交換を促し、より質の高い文化芸術の環境づくりに取り組む必要があります。

* SNS

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、人と人とのつながりを促進し、サポートするコミュニティ型の WEB サービスのこと。フェイスブック、ツイッター、ライン、ユーチューブなどが挙げられます。



地域の要望で開設したパーラー公民館は多様なアーティストと触れ合う機会を創出
(提供:NPO 法人地域サポートわかさ主催)



住民や各店舗が景観づくりを取り組む
壱屋やちむん通り



性的マイノリティが生きやすい社会を願い国内外からイベントに集う「ピンクドットオキナワ」

(8) 関連機関との連携【基本的施策 5-2.3】P54~55

那覇市には、文化芸術に関する専門的人材の育成を担う沖縄県立芸術大学のほかアニメーションや服飾デザイン等の専門学校など、専門性をもつ機関が所在しています。加えて、戦後復興期から長年にわたり沖縄の文化芸術の振興に取り組む地元新聞社等をはじめ、企業メセナ活動に積極的に取り組んでいる県内企業もあります。今後、文化芸術と様々な分野との連携をつなぐ、人、組織、技術力など、大学や民間企業等との連携を図る必要があります。



文化芸術の社会的役割について考える
ワークショップ（沖縄県立芸術大学）

(9) 感染症等による新たな災難や危機的な状況における文化芸術活動【その他の基本的施策】P49

新型コロナウイルス感染症拡大により、渡航者に対する制限をはじめ、経済活動の自粛等により、社会・経済活動が激変しているとともに、市民の日常生活においても様々な影響を及ぼしています。社会的距離（ソーシャルディスタンス）の確保をはじめとする「新たな生活様式」は、密集、密接、密室の回避や文化芸術活動の自粛、イベント中止・延期、文化施設の閉鎖、再開時においては収容人数の制限などが求められ、文化芸術を生業とする人々に大きな影響を与えています。今後、コロナ感染症に関わらず、文化芸術活動を脅かす危機に対して、新たな施策を講じる必要があります。



第3章 計画の将来像及び基本方針



- 1 将来像
- 2 基本方針
- 3 計画の体系

第3章 計画の将来像及び基本方針

1 将来像

文化は、そこに住む人が地域の成り立ちを知り、郷土を愛し、平和を希求する心の礎となるものです。そして、文化は一人ひとりの個性を尊重し、自由な発想や創造的な活動により生み出され、成熟するものです。さらに、多様な交流が文化の発展と創造を促進することで、都市に活力を与え、都市の魅力の向上につながります。

那覇市の第5次総合計画では、「めざすまちの姿の一つに「次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA」を掲げ、「郷土の歴史、伝統文化・芸能にふれあい、新たな文化を創造するまちづくり」の政策展開を目指しています。

そのめざすべき方向性に従い、本計画においてめざす将来像を以下のとおり掲げます。

**風土に育まれた郷土の歴史、伝統文化・芸能、多様な芸術にふれあい、新たな文化芸術を創造するまち「那覇」
なーじあ**



	2	3	4
1	5	6	
7	8	9	

- 1 工事現場の仮囲いアート
- 2 字小禄の大綱挽
- 3 うちなーぐち講座ワークショップ
- 4 辻じゅり馬祭り
- 5 なは市民芸術祭

- 6 字国場のウズンビーラ
- 7 県立芸術大学生によるランチコンサート
- 8 壱屋でシーサーの日
- 9 組踊の舞台化粧をする子どもたち

2 基本方針

前項で掲げた将来像を実現するために、「那覇市文化芸術基本条例」に基づき、以下のとおり文化芸術施策における基本方針を設定します。

(1) 市民主体の文化芸術の振興

誰もが等しく、気軽に文化芸術活動に参加することができるよう、市民の様々な交流の場や学びの機会を創出します。地域コミュニティを担うのは一人ひとりの市民です。主体的な市民の文化芸術を通した活動が、ひいては豊かな地域社会の形成につながります。また、独自の風土に育まれ、暮らしの中に根づいた文化は、市民の心の拠りどころとなります。沖縄の伝統文化の基層となる「うちなーぐち」が着実に継承される地域づくりを目指します。

(2) 多様な文化芸術の継承と創造

先人から引き継いできた貴重な財産である文化資源が保存・継承・活用され、それぞれの地域に根差した伝統文化の普及・継承・発展が持続的に行われる地域社会を目指します。また、これまで蓄積されてきた文化芸術全般に関わる研究成果を生かした取組を行います。

「那覇文化芸術劇場なはーと」をはじめ、多様な分野の文化芸術を支える担い手が活躍できる環境が整備され、新たな文化芸術が循環的に創造するまちを目指します。

(3) 文化芸術を生かしたまちづくり

文化芸術が生み出す価値と福祉、教育、まちづくり、国際交流、観光、産業等の関連分野と有機的に連携した取組を行います。

市内に残されている文化資源を活用した都市ブランディングを推進するとともに、自然環境の保全と再生に取り組み、亜熱帯の風土に育まれた那覇の文化のまちづくりを目指します。

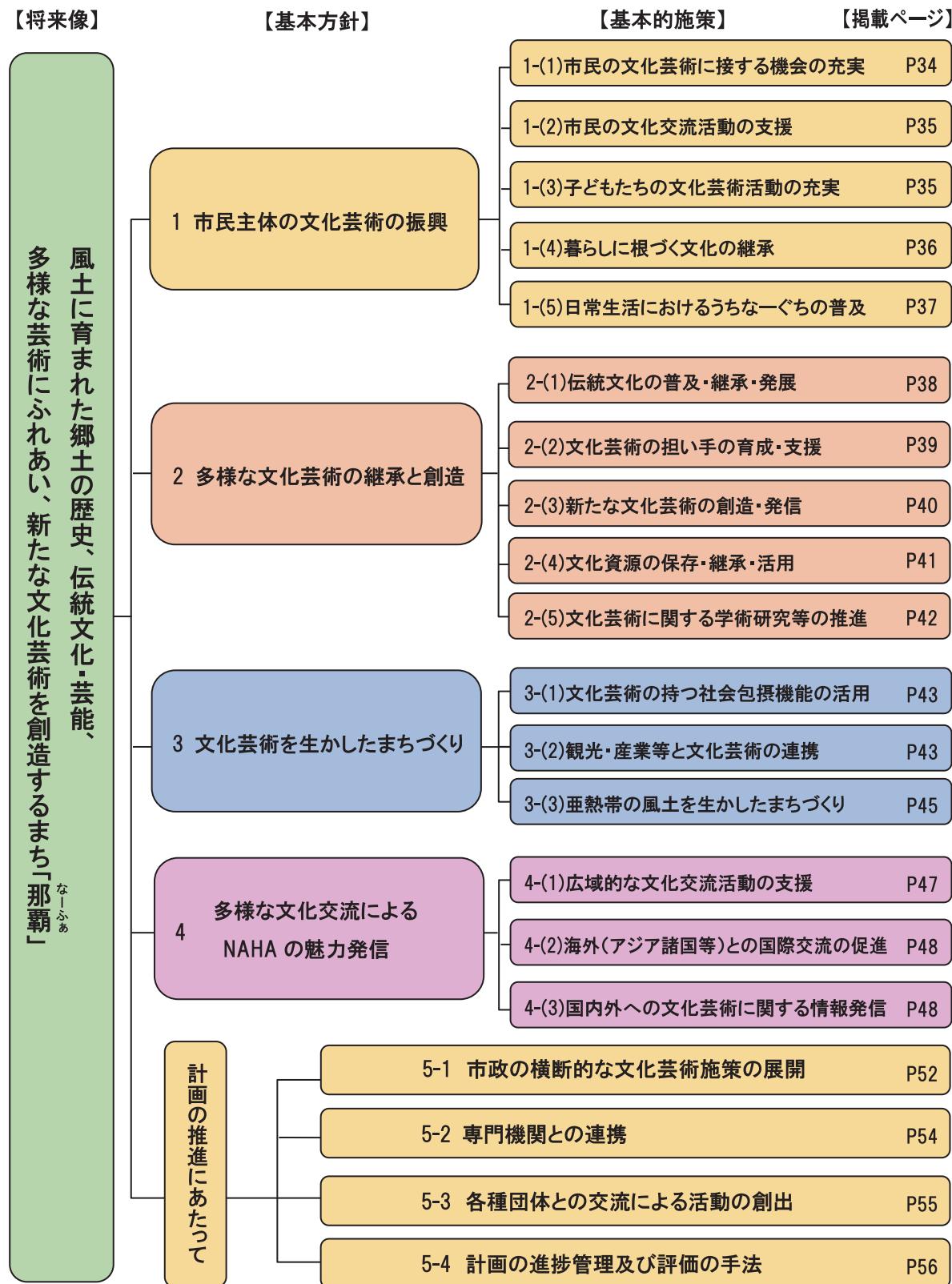
(4) 多様な文化交流による NAHA の魅力発信

国内外に魅力あふれる那覇の文化芸術が発信されるよう、空港・港を有する沖縄県の玄関口としての優位性を生かし、広域的な文化交流活動の基点が形成され、アジアをはじめとする海外の人々との多様な文化交流が行われている創造都市を目指します。



がじゅんびら公園

3 計画の体系





第4章 基本的施策と主な取組



- 1 市民主体の文化芸術の振興
- 2 多様な文化芸術の継承と創造
- 3 文化芸術を生かしたまちづくり
- 4 多様な文化交流による NAHA の魅力発信

第4章 基本的施策と主な取組

1 市民主体の文化芸術の振興

■ 基本的施策

- (1) 市民の文化芸術にふれる機会の充実を図ります
- (2) 市民の文化交流活動を支援します
- (3) 子どもたちの文化芸術活動の充実を図ります
- (4) 沖縄の暮らしに根づく文化を継承します
- (5) 日常生活におけるうちなーぐちの普及を推進します

1-(1) 市民の文化芸術にふれる機会の充実を図ります

■ 施策概要

市民の自主性を尊重し、市民が文化芸術にふれる機会の充実を図るための環境づくりを進めます。また、市民が主体的に学習・研究・自己啓発活動に取り組める機会の充実を図り、市民主体による文化芸術の振興につながる土壤づくりを推進します。

■ 主な取組

ア 誰もが文化芸術にふれる機会の充実

誰もが文化芸術を鑑賞または参加し創造することができるような環境整備が必要です。子どもから高齢者、障がいのある方、経済的な状況等にかかわらず、誰もが文化芸術に関心や理解を深め、創造性や自己啓発の醸成につながる機会の充実を図ります。



個性豊かな作品が楽しめる「障がい者美術展」



高齢者の生きがいと健康づくりにつながる「街角ガイド」

イ 文化芸術活動の情報の収集と発信

市内には、公的文化施設の他、民間主催の小劇場、アートギャラリー、ライブハウスや、文化芸術に関する様々な市民講座などがあります。

文化芸術に関する施設の活動内容・場所等、市内の文化芸術に関する情報をまとめたポータルサイトの構築など、市民が気軽に文化芸術活動に関わる情報に接する仕組みづくりに取り組みます。

ウ 多様な文化芸術活動の場づくり

「那覇文化芸術劇場なはーと」をはじめとする公的文化施設の有効活用をはじめ、屋内外において、音楽やダンス、工芸・美術などのアートライブや地域の伝統芸能の演舞など、文化芸

術活動の多様な場を提供し、その活動が持続的に行われる環境整備を図ります。また、市民の文化芸術活動に対する支援等、新たな仕組みづくりに取り組みます。

1-(2) 市民の文化交流活動を支援します

■施策概要

文化芸術活動を行う市民や事業者、那覇市文化協会等の文化芸術団体が市内には多く存在しています。文化芸術活動を行う者や団体同士など様々な交流の機会を通して市民の創造性を育み、新たな文化的価値を創造する環境づくりを推進します。

■主な取組

ア 文化芸術に関わる多様な交流の場づくり

文化芸術の創造性をたゆまなく育むには、多くの市民が様々な機会を通して語らい、交流する場が大切です。

文化芸術に関わる市民相互の交流や芸術家同士の交流、さらには市民と芸術家との交流など、自由な発想で対話ができる円卓会議のような市民一人ひとりが主体となる「場」が構築される環境づくりを推進します。

イ 多岐にわたる文化芸術活動に携わる団体間交流の支援

市民の文化芸術活動は、伝統芸能(組踊、歌三線、琉球舞踊等)、空手、伝統工芸(織物、陶器、漆器等)、伝統的な行事、食文化、芸術(文学、音楽、美術、演劇、舞踊等、映画、漫画、アニメーション等のメディア芸術)、芸能、生活文化(茶道、華道、書道等)など多岐にわたります。異なる分野の多様な立場の団体が交流することは、文化芸術に関する多様な創作方法や新たな発想を生み出す場となり、市民同士の文化的な交流が期待されることから、その支援のあり方について検討を進めます。



工事現場の囲いに絵を描く「アート アラウンド プロジェクト」

1-(3) 子どもたちの文化芸術活動の充実を図ります

■施策概要

文化芸術を通して未来を担う子どもたちの豊かな感性や創造性を育み、本市の個性豊かな文化芸術の継承・発展・創造のために、乳幼児・児童・生徒等それぞれの成長過程に応じた文化芸術とふれる多様な機会の創出や文化芸術に関する施策展開を進めます。

■主な取組

ア 子どもたちが文化芸術にふれる多様な機会の創出

身近な文化や伝統行事に親しみ、異なる文化芸術にふれる活動を通して、人々とのつながりや相互理解の意識などが養われます。優れた文化芸術に幼児期から親しみ、豊かな感性と創造力を育むため、「那覇文化芸術劇場なはーと」のアウトリーチ事業をはじめ、こども演劇祭や映画祭など、文化芸術に対する興味や関心をもつような鑑賞機会や創作・体験の機会の創出や情報発信を含めた環境整備に取り組みます。



熱戦を繰り広げる中学校対抗ハーリー競漕

イ 子どもたちの成長過程に応じた文化芸術に関わる施策展開

子どもたちの成長過程に応じた文化芸術にふれる機会を提供することは、子どもたちの体験を豊かにし、文化芸術に関心や理解を深めることに加えて、文化芸術への継承・発展の意識を育むことにもつながります。子どもたちの文化芸術に関する施策について、より一層の内容の充実や教育委員会をはじめとする関係部署との連携による実施体制の強化に努めます。



組踊「鉢菴子」の上演をとおして地域への愛着を育む
(鉢菴小学校体育館)



市内の各保育所で行われている「伝統文化継承種まき事業」の成果発表会

1-(4) 沖縄の暮らしに根づく文化を継承します

■施策概要

独自な文化的背景をもつ食文化をはじめ、旧暦に基づく文化的慣習では、血縁で組織する門中を中心に行う清明祭、地域が中心的に関わる旧盆行事など、暮らしに根づく文化が形式を変えながらも脈々と息づいています。民俗文化を含め、暮らしに根づく文化を現代の暮らしの中で再評価し創意工夫することで、地域のコミュニティづくりに有効に活用します。

■主な取組

ア 沖縄の食文化の再評価と普及

沖縄の風土に育まれた食文化は日本本土や中国・東南アジアなどの文化的交流からもたらされ、中国を源泉とする「医食同源」の思想が長寿食につながったと考えられ、健康・長寿食として観光資源としても大きな役割が期待されています。

市内では、戦後途絶えていた在来種の鏡水大根(カガンジデークニ)や繁多川の豆腐の原料の一つである在来種の大豆の青ヒグーの復活など、「農」・「食文化」・「地域」の連携による取組や、学校・こども園・保育所等において、幼少期から地元食材や伝統的料理の文化・歴史的背景を紹介する等、食育推進への取組も見られます。

日常生活における食文化の価値や魅力について再評価を行い、世代間交流や地域コミュニティの活性化につながる取組や、学校給食等を通し、子どもたちが食文化にふれる機会の充実を図ります。また、地元食材や伝統的家庭料理の情報提供など、各々の家庭で可能な取組方法について検討します。



昔ならではの豆腐づくりをとおして、繁多川伝統の味を地域の誇りとして継承している

イ 伝統行事の再評価

地域に伝わる生活に根差した伝統行事について、現代に即した視点から、その価値や魅力について再評価を行い、世代間交流や地域コミュニティの活性化につながる取組を進めます。



旧農村地域では旧暦 6 月 25 日頃に綱引きが行われ、住民や地域の事業所総出で綱づくりを行う（真嘉比自治会）



旧暦 8 月 15 日に行われる十五夜は、無病息災や豊年を祈願する地域の祭りとして昔から行われている（宇安謝）

1-(5) 日常生活における「うちなーぐち」の普及を推進します

■施設概要

「うちなーぐち」は沖縄文化の基層であり、地域の伝統行事等で使用される大切な言葉であるとともに、組踊や琉球舞踊、沖縄芝居などを通して継承されてきました。これまで行政の取組や民間の普及活動を推進してきましたが、「うちなーぐち」が話せる人が減少するなど、普及が進まない現状もあります。「うちなーぐち」の普及・継承の多様な手法が創設されるための環境整備を図ります。



歌や踊り、芝居を通して習得する「うちなーぐち講座成果発表会」は舞台に立つ楽しさも体験できる

■主な取組

ア 「うちなーぐち」の普及・継承のための効果的な施策展開

「うちなーぐち」普及・継承のため、これまでの取組に加え、新たな事業展開の検討など、子どもから大人までの多くの市民を対象とした、「うちなーぐち」普及啓発のための効果的な取組を推進します。

イ 家庭、地域、企業等との連携した「うちなーぐち」の普及・継承

市の広報紙に毎月掲載されている「うちなーぐち」の企画や沖縄県しまくとうば普及センターが発行する副読本などを活用し、家庭、地域、企業等での会話レッスンや、地域の行事や企業イベントでの活用など、日常生活の中で無理なく実践できる環境整備を図り、持続的な普及・継承に取り組みます。

ウ 文化芸術活動団体と連携した「うちなーぐち」の普及・継承

沖縄の伝統芸能を「うちなーぐち」の普及・継承に活用するため、大学等の専門機関や市内の舞踊研究所等との連携を図り、「うちなーぐち」の新たな普及・継承の手法のあり方について検討を進めます。

2 多様な文化芸術の継承と創造

■ 基本的施策

- (1) 伝統文化の普及・継承・発展を図ります
- (2) 文化芸術の担い手の育成・支援に取り組みます
- (3) 新たな文化芸術の創造・発信に取り組みます
- (4) 文化資源の保存・継承・活用を図ります
- (5) 文化に関する学術研究等を推進します

2-(1) 伝統文化の普及・継承・発展を図ります

■ 施策概要

琉球王国時代に由来する那覇の伝統文化は、それその地域特性を織り交ぜながら受け継がれてきました。伝統文化はアイデンティティの醸成や地域のつながりに寄与することから、地域の伝統文化への支援や多様な主体が関わる環境づくりなどの取組を通して、地域に根差した伝統文化の普及・継承・発展を推進します。



組踊で演じる「さるかに合戦」

■ 主な取組

ア 伝統文化にふれる機会の創出

地域に伝わる誇りある伝統文化を次代へ受け継いでいくためには、より多くの市民が伝統文化の魅力を体感し、その価値を認識することが重要です。

「那覇文化芸術劇場なはーと」や本市の文化施設等での事業展開をはじめ、伝統文化の講座やワークショップの開催等、若い世代など普段なじみのない人が伝統文化に身近にふれる機会の充実を図ります。

イ 地域に受け継がれる伝統文化への支援

地域の伝統文化の保存・継承に取り組む自治会や団体の活動に対する支援をはじめ、公民館でのサークル活動団体が地域祭りや地域年中行事へ積極的に関わる環境づくりなど、貴重な地域の伝統文化を次代へ受け継いでいくための様々な支援のあり方について検討します。



「宇安里のフェーヌシマ」の継承に取り組む那覇青少年舞台プログラム（提供：繁多川公民館）

ウ 学校との連携を通した伝統文化の普及・継承・発展

伝統文化の普及・継承・発展にあたっては、学校との連携は大きな位置を占めることから、伝統文化の継承を担う活動を行う団体とも連携し、その環境づくりに取り組みます。

工 地域のシンボル「旗頭」の保存・継承

本市には、那覇大綱挽行列で勇壮に舞う 14^基の旗頭のほか、各地域にも複数の旗頭があり、村のシンボル、守り神として、古くから地域のていぐまー(細工師)によって、村々の繁栄を祈り製作されてきました。今もなお、人と人をつなぐ地域コミュニティに資する文化資源として、大切に継承されている一方、自治会等が中心となって継承されてきましたが、都市化や少子高齢化が著しい地域においては、その継承者や練習場所、保管場所の確保等の課題があります。

本市の文化資源として観光と地域コミュニティに資する旗頭について、関係部署と横断的な連携を図り、各地域と協働による保存、継承に取り組みます。

才 先人により創造され、受け継がれてきた空手の魅力発信

先人により創造され、受け継がれてきた空手は、厳しい鍛錬を通して強靭な身体と不屈の精神を培うとともに、心を磨き礼節を重んじる「平和の武」として、世界中に 1 億 3 千万人もの空手愛好家がいるといわれています。今後、世界中から空手に対する注目が増すことが期待されることから、その魅力を発信する取組を推進します。

力 魅力ある文化資源の継承

那覇市には、組踊や琉球舞踊等の芸能に欠かせない衣装や小道具、房指輪などで知られる金細工、王都首里で使われた琉球紙、琉球玩具の張り子や木工など様々な魅力ある工芸品・民芸品等があります。現在、後継者がいないなど継承の危機とされながらも、需要があり生産が追い付かない一面もあります。これらの工芸品・民芸品等の魅力を伝えながらも、継承のための新たな取組を検討してまいります。



青少年健全育成を目的とした「やる気・元気旗頭フェスタ in 那覇」



国際通りを空手家の壮大な演武で埋め尽くす「空手の日」



金細工の製作披露（識名園友遊会にて）

2-(2) 文化芸術の担い手の育成・支援に取り組みます

■施設概要

文化芸術の社会的役割が高まるなか、専門的スキルをもつ若手芸術家が創作活動に持続的に取り組むための包括的な環境づくりに注力します。また、様々なジャンルの若手芸術家や団体が交流し、新たな価値を創出するための情報を共有する場づくりなどの環境づくりを進めます。

■主な取組

ア 若手芸術家の発表の機会の創出

若手芸術家に対し、多様な発表の機会を創出し、多くの市民にその存在を身近に感じてもらい、同時に芸術家自身の創造の場となるような環境づくりに取り組みます。

イ 活動の支援と環境整備

国・県との連携事業を含め、企業メセナとの連携など、文化芸術に携わる者に対する新たな活動支援のあり方について検討します。

また、創作活動を通じた児童・生徒等と芸術家との交流や、様々なジャンルの芸術家や団体同士が連携する環境整備に取り組みます。

ウ 芸術家やクリエーター等の交流、情報交換

個々の芸術家やクリエーターなどが交流し情報交換を通して、自由な発想で新たな価値を生み出し、互いに刺激を受け新たな活動の展開が生まれるよう、様々なジャンルの芸術家やクリエーター、団体などが有機的に連携する環境づくりに取り組みます。

エ 「那覇文化芸術劇場なはーと」における人材育成

「那覇文化芸術劇場なはーと」の専門性の高い組織体制を生かし、舞台技術や制作等に関するインターンシップ受け入れやアートマネジメント研修の開催など、文化芸術の人材育成に取り組みます。

2-(3) 新たな文化芸術の創造・発信に取り組みます

■施策概要

「那覇文化芸術劇場なはーと」をはじめ、「パレット市民劇場」、「那覇市民ギャラリー」、「那覇市ぶんかテンブス館」、「那覇市立壺屋焼物博物館」、「那覇市歴史博物館」などを利用し、様々な文化芸術活動が営まれています。また、市内には民間企業所有のホール機能をもつ施設をはじめ、演劇・写真・美術・伝統工芸等を扱う小劇場・ギャラリー・カフェ等の新規開設も相次いでいます。

これらの文化芸術のための施設については、官民問わず、市民や多様な主体が集い交流し、新たな文化芸術を創造・発信する施設として、連携・役割分担など効果的に利活用できる環境づくりに取り組みます。

■主な取組

ア 「那覇文化芸術劇場なはーと」を中心とした環境づくり

「那覇文化芸術劇場なはーと」の基本方針の1つに「文化を創造・発信する」ことを定めています。当施設周辺には、それぞれの特性を生かした文化施設が官民問わず点在しています。市民や様々なジャンルのアーティストがこれらの文化施設を活用し、継続的に創造性が喚起される「場」として機能する環境づくりを進め、近隣の文化施設等と連携した取組を進めます。



令和3年度に開館する「那覇文化芸術劇場 なはーと」

2-(4) 文化資源の保存・継承・活用を図ります

■施策概要

市内には、琉球王国文化の中核となる「首里城跡」「園比屋武御嶽石門」「玉陵」「識名園」などをはじめ、国宝の「琉球国王尚家関係資料」、「琉球古典音楽」「組踊音楽歌三線」の芸能、「紅型」「首里の織物」の工芸技術等、多くの国指定等文化財があります。

貴重な文化的遺産を後世へ継承するとともに、周辺環境も含めて適切に活用していくための体制づくりを進めます。

■主な取組

ア 継承されてきた有形・無形の文化遺産の保存と後世への継承

市内には指定文化財が179件存在し、指定文化財以外にも首里地域をはじめ、旧那霸、真和志地域、小禄地域には、多くの文化資源が確認されています。文化遺産の保存と後世への継承については、地域の文化財をその周辺環境も含め適切に保存・活用し、人々の交流や住民の地域に対する誇りの向上に努めます。

また、「識名園」や「伊江御殿別邸庭園」などの国指定文化財については保存活用計画の策定を進めています。首里城跡等の指定文化財の活用については、「保全活用計画」や識名園の取組を踏まえ、地域やまちづくり市民活動団体などの地域との関係性を重視した活用のあり方について検討を進めます。

イ 学芸員等の専門職の充実

文化財を保存・活用するためには、個々の文化財の調査・研究及び文化財とその周辺の環境整備が必要になります。国宝の「琉球国王尚家関係資料」をはじめとする歴史資料・美術工芸品等については、保存、整理、公開等、継続的な取組を行っております。また、那霸の民俗に関わる調査研究についても継続的に取り組む必要があります。

これらの取組を担う学芸員等、専門職の人材確保に努めます。

ウ 埋蔵文化財発掘調査で出土した遺物の保管・管理・活用

開発工事等に係る埋蔵文化財の発掘調査等で出土した遺物を収蔵施設において適切に保管・管理するとともに、遺物の調査・研究を行い、その成果をより多くの市民に公開し活用できるよう努めます。

エ 地域の文化資源の保存・継承・活用

市民が地域固有の文化を学び、理解することは、地域に対する誇りや愛着を深め、ひいてはアイデンティティの醸成につながります。市民が主体的に、身近な地域の文化資源の保存・継承・活用に取り組める機会の創出に努めます。



末吉村跡(スエヨシムラアト)遺跡発掘現場



金城大樋川 (カナグスクワフヒージャー)

2-(5) 文化に関する学術研究等を推進します

■施策概要

那覇市が所蔵する歴史文化資料をはじめ、これまで出版した「那覇市史」(全33巻)や歴史文化に関する刊行物等の蓄積された成果について、大学機関の専門家をはじめ、民間の研究者及び市民との多様な対話を通し、より多くの市民が本市の歴史・文化財等に関心を高め、市民の共通の財産として文化芸術の継承・発展に寄与するための学術文化の振興を図ります。

■主な取組

ア 文化芸術に関する調査・研究成果の公開

歴史資料や収蔵資料については、調査・研究成果等の公開を更に充実させ、市民をはじめ次代を担う子どもたちが沖縄の歴史や文化に触れ合い、学び、創造性を育む環境整備に取り組みます。

イ 大学や民間研究者との文化芸術を通した連携

歴史資料や収蔵資料は、資料の見方や時代背景など誰もが理解し活用できるよう整備する必要があります。

歴史資料や収蔵資料は、活用のあり方や様々な分野との連携により、多様な創造性を生み出す可能性があり、大学や民間の研究者との連携を通し、公民館講座やそれぞれの分野に関心の高い市民へ歴史文化に関する様々な情報を提供する環境整備に取り組みます。

ウ 文化芸術に関する調査・研究成果の活用

歴史資料や収蔵資料の調査・研究成果については、「なは市民協働大学・大学院」をはじめ、本市の新採用職員、若手芸術家、まちまーいガイド、街角ガイド、案内親方等、まちづくりや文化芸術振興に関する中核的な人材を対象に行われる学習会や研修において活用されるよう取り組みます。



「玉冠」と「王衣装」の素材の化学調査の様子



那覇市歴史博物館ホームページ（デジタルミュージアムや那覇市内史跡・旧跡案内）で那覇市の歴史などが学べる

3 文化芸術を生かしたまちづくり

■ 基本的施策

- (1) 文化芸術の持つ社会包摂機能を生かした取組を推進します
- (2) 観光・産業等と文化芸術の連携を図ります
- (3) 亜熱帯の風土を生かしたまちづくりを推進します

3-(1) 文化芸術の持つ社会包摂機能を生かした取組を推進します

■ 施策概要

文化芸術は、子どもから高齢者まで、障がいのある方や在留外国人など誰もが社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであり、昨今、そのような社会包摂(P 5注釈参照)の機能が注目されています。

社会的課題の解決に資する文化芸術の持つ社会包摂機能の向上を図るため、教育、福祉などと連携・協力する環境づくりを推進します。

■ 主な取組

ア 教育や福祉との文化芸術を通した連携

文化芸術と教育分野及び福祉分野が関わる既存施策については、文化芸術がもつ「社会包摂機能」の観点から再評価し、芸術家や実演家などの専門家や既に支援活動を行っている団体との連携のあり方、既に支援活動を行っている団体との連携のあり方、部署間の施策連携などの取組を検討します。



ジュニアジャズオーケストラで子どもの居場所づくり
(琉球フィルハーモニック主催)

イ 「那覇文化芸術劇場なはーと」における社会包摂機能を生かした取組

「那覇文化芸術劇場なはーと」の基本方針では、地域のつながりの醸成や孤立しがちな人々の社会参加の基盤となる交流事業展開を目指すことを役割の一つと定めています。「那覇文化芸術劇場なはーと」において、文化芸術のもつ社会包摂機能を生かした取組を進めます。

3-(2) 観光・産業等と文化芸術の連携を図ります

■ 施策概要

観光やものづくりなどの産業と文化芸術がもつ潜在力との有機的な連携による波及効果を生み出し、地域活性化に資する環境づくりを進めます。

■ 主な取組

ア 伝統工芸品の多面的振興

市内では、壺屋焼、首里織、琉球びんがた、琉球漆器、三線等の琉球王国時代から受け継ぐ伝統工芸品が生産されています。伝統工芸品は文化資源としての側面と、ものづくり・地場産業としての側面があり、文化資源の面では、消費者嗜好や価値の多様化から再び文化資源として再評価される時代を迎えつつあります。

那覇市では、那覇市伝統工芸館を拠点に伝統工芸品の展示、体験、販売事業を展開し、伝統文化の継承・発展と伝統工芸産業の振興の両面から支援を行っています。今後の展開については、産業振興施策との連携(情報発信、技術力、商品開発、企画・デザイン等)、文化資源の継

承・発展の面からは各伝統工芸産地組合や国、県、沖縄県立芸術大学等の専門機関や作家、クリエーター、企業等との連携を図り、文化的側面と産業的側面の両方向からの産地形成に向けた環境整備を進めます。



着尺首里花倉織



琉球舞踊衣装



土紋花器



朱漆牡丹唐草箔絵食籠



手捻り土灰掛け玉のり大獅子

イ 観光産業と文化芸術の連携

基幹産業である観光産業と文化芸術資源との連携では、近年、琉球芸能を活用したプロモーション事業が活発化しています。また、映画、音楽など、地域の歴史と文化に根ざすコンテンツビジネスは可能性の高い分野と言われています。

市内では行政や民間企業による観光客向けの夜のエンターテイメントショー(エイサーや獅子舞、三線などの伝統芸能)など、ノンバーバル(非言語コミュニケーション)公演を鑑賞する機会も創出されてきました。

観光産業と文化芸術の連携については、重要な課題となっているプロデュースやマネージメントなど、文化芸術の担う専門的な人材の確保を含め、那覇文化芸術劇場などを中心とした新たな環境整備を図ります。



創作エイサーはノンバーバルのエンターテイメントショーとして国内外で活躍
(提供: Neo Ryukyu)

ウ 体験型・交流型観光の充実

第一牧志公設市場とその周辺エリアが沖縄の「食」を中心とした生活文化を体感し、ぶんかテンブス館では工芸体験や芸能鑑賞、那覇文化芸術劇場などではアートを体感できるまち歩きスポットとなるなど、五感を楽しませる体験型・交流型メニューの充実を図り、那覇のまち全体を観光対象とする新たなコンテンツの発掘と情報発信を図ります。



第一牧志公設市場イメージ図

エ 多彩な祭りの深化

那覇市では、多彩な祭りが各地で行われています。その中でも、那覇の三大祭り「那覇ハーリー」「那覇大綱挽まつり」「琉球王朝祭り首里」は、重要な観光資源ともなっています。これらの祭りを市民が深く理解し、愛着につながる取組が必要です。

たとえば、「那覇ハーリー」と「泊地バーリー」や「字大嶺の地バーリー」、「那覇大綱挽まつり」と「各地域の綱引き」、「琉球王朝祭り首里」と真和志地域の伝統芸能が演じられる「識名園友遊会」など、地域で演じられている祭りと三大祭りとの違いや繋がりなど、那覇の地域文化の豊かさに支えられた祭り文化を市民で共有し、祭りの歴史的背景などの理解をより深めることにより、更なる魅力の発見に繋げます。

3-(3) 亜熱帯の風土を生かしたまちづくりを推進します

■施策概要

かつて那覇は、リュウキュウマツやフクギ、ガジュマルなどの緑にあふれ、丘陵のならかな地形や漫湖、那覇港の水辺環境とあいまって、美しい景観を誇っていました。戦災や都市化の進行によって激減したとはいえ、今も市内には、緑地や水辺環境、挿所や湧水、樋川などの文化資源に寄り添う木々、そして赤い屋根瓦、白い石畳、といった当時の歴史文化の面影が残る景観や自然環境が息づいています。

こうした市内に残されている文化資源を活用した都市プランディングを推進するとともに、自然環境の保全と再生に取り組み、亜熱帯の風土を生かしたまちづくりの推進のための基盤づくりを進めます。

■主な取組

ア 文化資源を生かした地域・地区の環境づくり

地域においては、すでに環境と文化資源の再生に取り組んでいる事例も見られます。首里池端町と首里当蔵町では、ごみ捨て場になっていた井戸を整備し、石張りや花壇の整備等の日常管理を近隣住民が行っています。いまでは子どもたちの水遊びの風景が見られ、昔ならではの井戸端会議の空間創出につながっています。

市内には、地域で埋もれている挿所・湧水・井戸等の文化資源は数多く存在し、それぞれ地域特性に配慮した環境と文化資源を生かした地域づくりを推進するための取組を進めます。



壺屋やちむん通りの井戸（アガリヌカー）とガジュマル（第20回景観賞）

イ 文化資源を支える自然環境の保全・啓発

豊かな自然と共に営んできた暮らしの中に新たな文化芸術が創造されます。「第5次那覇市総合計画」をはじめ、「都市計画マスターplan」、「緑の基本計画」、「環境基本計画」等で示す本市の自然環境に関する方針について、様々な機会を通し情報発信に努めるとともに、亜熱帯の風土の基盤となる自然環境の大切さについて市民共通の財産として理解が深まる取組を推進します。

ウ 亜熱帯の風土を生かした景観づくり

本市の景観づくりへの取組は全国的に早く、「那覇市都市景観条例(1985年制定)」等に基づき、那覇の個性を活かした美しいまちづくりをめざし、市民との協働により推進してきました。その後、景観法の制定を受け、新しい「那覇市都市景観条例」の制定を機に、「那覇市景観計画」、「那覇市景観計画景観ガイドライン」を策定するとともに、首里金城地区、龍潭通り沿線地区、壺屋地区を都市景観形成地域に指定し、重点的に景観形成に取り組んでいます。

また、まち全体で琉球石灰岩のソフトな色合いを感じさせるコーラルホワイトのまちづくりを進めながら、「亜熱帯庭園都市」の景観イメージの実現に向けた取組を行っています。今後、景観づくりに関わる条例、計画及びガイドラインなどの基本的な方向性について、積極的情報発信を行うことで、市民の景観に対する更なる理解と協力を求めるとともに、敷地内緑化など市民個々の取組につながるよう環境整備を進めます。



白を基調としたまちを彩るホウオウボク

4 多様な文化交流による NAHA の魅力発信

■ 基本的施策

- (1) 広域的な文化交流活動を支援します
- (2) アジア諸国をはじめとする海外との国際交流を促進します
- (3) 文化芸術の国内外への発信力を強化します

4-(1) 広域的な文化交流活動を支援します

■ 施策概要

近隣市町村や周辺島しょとの多様な文化交流を通して、互いの文化芸術を尊重しながら良い影響を与える環境づくりを進めます。また、国際情勢が常に変化する中においても、文化交流を通して、国内外の市民レベルで長年築いてきた姉妹都市・友好都市とのつながりをより一層確かなものとする取組を進めます。

■ 主な取組

ア 近隣市町村との文化芸術を通した連携

県内市町村では、地域に根ざした民俗芸能等の文化資源を活用した地域振興・観光振興の取組が増えています。市民による近隣市町村の集落の綱引きや豊年祭等の視察、相互のイベント出演等の交流を通して、共通の課題の解決へのヒントや地域の誇りを再認識する機会となる環境づくりに関係者と連携して取り組みます。

イ 周辺島しょとの文化芸術を通した連携

周辺島しょは、琉球王国時代のつながりの証である文化資源が数多く現存しています。その文化資源を活用したアート展示やイベントを活用し、持続的な地域振興や観光振興につながる環境整備に関係者と連携して取り組みます。

ウ 姉妹都市等との文化芸術を通した交流

那覇市は、歴史・出稼ぎ・疎開・移民それぞれの背景の絆を踏まえ、福州市(中国・福建省)、宮崎県日南市、神奈川県川崎市、サンビセンテ市(ブラジル・サンパウロ州)、ホノルル市(アメリカ・ハワイ州)と「姉妹都市・友好都市」を結び、国際交流・都市間交流を行っています。また、市民の交流と観光振興の推進を目的に、静岡県静岡市、石川県金沢市と「交流連携都市」を結んでいます。グローバル化が進展する中、草の根的な都市間交流の重要性が増すことから、これまでの文化と平和交流を基軸としつつ、より一層交流の展開を図るために、文化芸術の多様な分野に交流が拡大するよう取り組みます。



沖縄にルーツを持つ海外の沖縄県系人が集う「世界のウチナーンチュ大会」



座間味村から那覇市までの海をわたるサバニ帆漕レース

4-(2) アジア諸国をはじめとする海外との国際交流を促進します

■施策概要

国際化が進展する中で、それぞれの地域の異なる文化と接することは、市民のまちへの愛着や誇りの醸成につながり、子どもたちの将来のためにも意義のあることです。

中長期的な視点を持って、アジア諸国をはじめとした海外との新たな文化芸術を通した国際交流ができる環境づくりを進めます。

■主な取組

ア 海外の芸術団体との文化芸術を通した連携

市内を中心開催されている国際児童・青少年演劇フェスティバルは、国内外から演劇関係者やパフォーマーが集い、児童・青少年向けの演劇フェスティバルとしてはアジア最大規模です。このような演劇フェスティバル等を「那覇文化芸術劇場なはーと」を拠点に開催し、海外の芸術家・団体との交流の促進や、新たな文化芸術を創出する環境整備に取り組みます。

イ 国内外の芸術家同士の交流連携

「那覇文化芸術劇場なはーと」を拠点に、芸術家同士の交流連携を図り、また、大学等の専門機関とも連携を図りつつ、中長期的には国際的な共同創造の発信拠点となる環境整備を進めます。

ウ 市内在住外国人との文化芸術を通した交流

市内には、留学等で在住するアジアからの外国人が増加する一方、日常の生活支援や災害時の情報共有などが課題となっています。

今後も外国人在住者は増加すると予想されることから、市民相互に理解を深め、創造的な文化的交流が生まれる環境整備に取り組みます。



キリンに扮したスペインのパフォーマー（国際児童・青少年演劇フェスティバル）



在沖ネパール人の情報交換や日本とネパールの文化交流を目的に活動をする沖縄ネパール友好協会

4-(3) 文化芸術の国内外への発信力を強化します

■施策概要

情報通信技術の進歩を背景に、その利活用が大きなウエイトを占める時代です。歴史とともに歩んできた那覇独自の文化芸術を国内外へ発信することによって、市民の地元への愛着と誇りを育み、併せて国内外に認知度向上を図ることで、文化芸術の活動及びその資源が持続的に支えられる機会を創出します。また、多様な媒体の活用による情報発信及び情報の集積、集積されたデータの調査・分析による関連分野への活用など、那覇の更なる魅力向上につながる取組を進めます。

■主な取組

ア 魅力ある情報発信

紙媒体の他、インターネット等の多様な媒体を活用し、幅広い世代に向けた魅力あるコンテ

ンツの効果的な発信に努めます。また、海外を含めより多くの人に那覇の文化芸術の情報に触れてもらうため、外国語に対応した情報発信に努めます。

イ 文化芸術情報のアーカイブ活用

祭り、イベント、伝統工芸、伝統芸能、各種アートなど、文化芸術活動に関わる情報発信を行うと同時に、誰もが理解しやすいよう留意しながら、それらの情報についてインターネット等を活用してネットワーク化、アーカイブ化するなど、保存、展示、国内外への発信等を推進します。

【その他の基本的施策】

感染症等による新たな災難や危機的な状況における文化芸術活動

■施策概要

新型コロナウイルス感染拡大により、感染から身を守るために「新たな生活様式」が求められています。日常生活においては、在宅勤務や自宅で学校の講義を受けるなど、インターネットを活用した取組が進められています。文化芸術活動においても、無観客ライブの配信や収録した映像の上演など、新たな文化芸術活動が行われています。今後、コロナ感染症に関わらず、文化芸術活動を脅かす危機的な状況においても、文化芸術の灯が途絶えることのないよう支援及び取組を進めます。

■主な取組

ア 文化芸術関係者との対話強化

文化芸術に関する関係者及び専門家等との積極的な意見交換等を通して、新たな創造活動への支援について、あらゆる分野との連携を図り、その支援に取り組みます。

イ 文化芸術活動の危機的状況に対応した那覇市文化振興基金の活用

文化芸術活動を脅かす危機に対する緊急的な措置として対応できる、那覇市文化振興基金の活用について検討します。



第5章 計画推進にあたって



- 1 市政の横断的な文化芸術施策の展開
- 2 文化芸術に関わる人材や専門機関との連携
- 3 各種団体との交流による活動の創出
- 4 計画の進捗管理及び評価の手法

第5章 計画推進にあたって

1 市政の横断的な文化芸術施策の展開

本計画を推進するにあたっては、文化芸術そのものの振興に加えて、福祉、教育、まちづくり、国際交流、観光、産業等との連携による分野横断的な施策展開を図る新たな府内組織体制づくりを進めます。

(1) 多様な主体が文化芸術に関わる横断的な府内組織体制づくり

本計画では、分野を横断した施策展開を想定しています。施策を推進していくためにも、多様な主体が関わる横断的な組織体制が必要ですが、一朝一夕に構築できるものではありません。

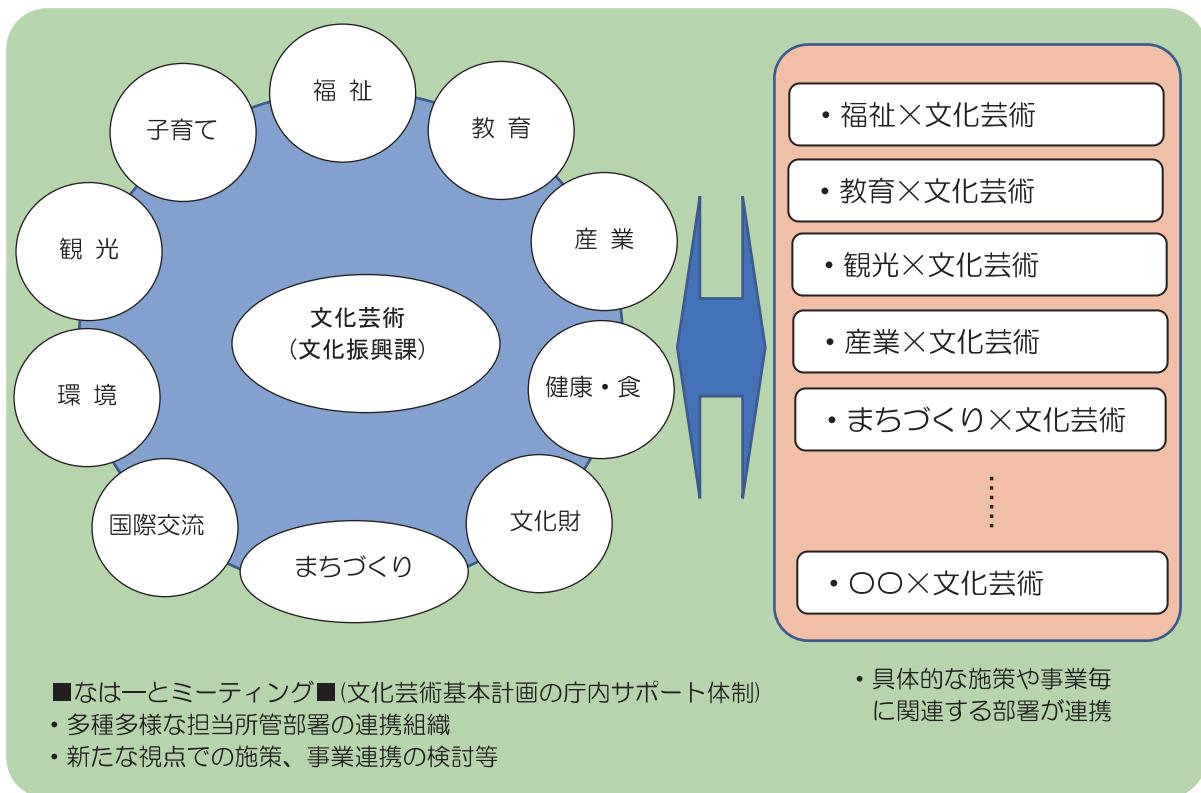
そのため、試行的に実態を伴った組織を目指し、新たな視点で施策や事業連携の検討を担う府内組織体制づくりを図ります。

◆施策展開にあたっての府内サポート体制(府内協働)

文化振興課をコーディネーターとして、未着手の事業や新たな事業展開に向けて、各関連部署や関心のある部署からなる府内サポート体制：通称「なはーとミーティング(仮)」を構築します。

また、個別の取組(施策・事業)ごとの進捗管理は、各取組の担当部署及び関連部署が緩やかに連携しながら検証し、必要に応じて「なはーとミーティング(仮)」において課題等を共有し、取組の改善に反映します。

事業執行の府内サポート体制



(2) 「那覇文化芸術劇場なはーと」を中心とした施策展開

「那覇文化芸術劇場なはーと」は、本市の新たな文化芸術施策を実践するための中核施設となることを目指しています。専門性の高い技術スタッフ、事業の企画立案を行うプロデューサーの配置など、専門的集団としての組織体制の構築を進めています。

「那覇文化芸術劇場なはーと」については、短期・中期・長期といった段階的な事業展開を目指し、そのノウハウや知見、人材育成など本計画の全般的な施策を展開します。

(3) 文化芸術財団設置に向けての検討

文化芸術施策の展開にあたっては、関係機関との綿密な連携と併せて、高い専門性、事業の創造性と継続性が求められます。そのため、専門性を備えた財団の設置に向けて検討を進めます。

2 文化芸術に関する人材や専門機関等との連携

那覇市内には、文化芸術に関する専門性をもつ人材に加えて、公益財団法人沖縄県文化振興会、大学、専門学校などの文化芸術に関わる専門機関が所在します。これらの人材や専門機関の特性を生かした連携を図り、協働による文化芸術施策を推進していきます。

(1) 専門性を持つ人材との連携

那覇市協働大使をはじめ、文化芸術に関する専門性を持つ人材との連携を図ります。

(2) 大学等との連携

市内には、専門性の高い芸術教育を担う沖縄県立芸術大学、地域密着型の大学経営を進めている沖縄大学の他、調理師、服飾デザイナー、メディアクリエイターといった文化芸術に関連する専門学校があります。

それぞれの特性を生かし、多様な領域を横断した幅広い施策の連携を図ることによって、新たな文化芸術活動の創出に取り組みます。



琉球芸能体験学習（泊小学校 5年生の総合学習）
提供：沖縄県立芸術大学

(3) 公益財団法人沖縄県文化振興会との連携

県文化振興会の中でも、特に沖縄アーツカウンシル*の活動は地方におけるアーツカウンシルの先駆けであり、その支援のあり方が全国でも注目されています。

文化芸術分野の専門家であるプログラムオフィサー*が配置され、先駆的な支援活動が実施されており、本計画の施策展開を進めるにあたっても貴重なパートナーとして、市民の文化芸術活動に対する支援のあり方等について情報交換を行うなどの継続的な連携を図ります。

* アーツカウンシル

文化芸術に関する公的助成機関。専門家による審査や評価を行い、文化芸術団体や文化芸術活動に対して助成を行うほか、文化芸術に関する調査研究なども実施する。日本語では「芸術評議会」などと訳される。(文化庁委託事業・公益社団法人全国公立文化施設協会『アートマネジメントの基礎用語ハンドブック』より)

* プログラムオフィサー

文化芸術活動への助成に係る審査・評価、専門的な知識や調査研究に基づく助言等の支援を行う専門家のこと。

(4) 他の文化施設との連携

「那覇文化芸術劇場なはーと」においては、市内の文化施設と連携し、より那覇の魅力を高めるための取組を推進します。また、県内外の劇場、音楽堂等との連携による公演などを通じて、相互の交流及び那覇の文化芸術の情報発信に取り組みます。

3 各種団体との交流による活動の創出

本計画では、文化芸術そのものの振興に加え、市民主体の文化芸術の発展・創造を通して、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進することを目指しています。

市内には、那覇市文化協会をはじめとした文化芸術団体、教育・福祉・健康等の社会的課題に取り組む市民活動団体が数多く活動しています。

文化芸術による対話などの交流を通して、当該団体の活動が創造的な取組を生み出す環境づくりを図ります。

(1) 那覇市文化協会等の文化団体

那覇市文化協会には28部会があり、約2,000人余(平成31年3月31日現在)の市民が活動する文化芸術団体です。また、市内には、古典音楽、琉球舞踊、空手、日本舞踊、洋舞、華道などの文化芸術に関わる団体が活動を行っています。

それぞれの団体における活動を基本としつつ、文化芸術に関わる様々な情報を通して、社会的課題解決に寄与する新たな活動の可能性が生まれる環境整備を図ります。

(2) 市民活動団体(まちづくりに関わる団体)

那覇市内では、自治会、小学校区まちづくり協議会、NPOや、地域経済や商店街の活性化に取り組む通り会、道路ボランティア等、市民団体や企業によるまちづくりに関わる団体が活動しています。

それぞれの団体の活動と文化芸術に関わる情報共有を通し、より一層活動自体に誇りを感じ、新たな市民活動に発展するよう環境整備を図ります。

(3) 教育・福祉等の活動団体(教育・福祉等に関わる団体)

「子どもの貧困」「社会的孤立」「高齢者福祉・認知症対策」等、喫緊の社会的課題に対し、子ども食堂、学習支援、交流サロン等、様々な団体が地域で活動しています。

今後、多様化した価値観の中で、それぞれの立場の人々が持つ社会的課題に対してアプローチすることが求められます。教育・福祉等に関わる様々な団体と連携し、課題の解決に向け、文化芸術活動を通した事業展開や新たな手法を生みだし、実践する環境整備を図ります。

4 計画の進捗管理及び評価の手法

本計画の進捗管理を行うにあたり、個別の取組ごとのアクションプラン(具体的な行動計画)を作成します。毎年度、アクションプランの実施状況を把握し、中間年度に基本的施策の中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。また、計画期間の最終年度に計画全体の見直しを行います。

個別の取組(施策・事業等)の進捗管理については、PDCAサイクル(計画-実施-評価-改善検討)により行います。

【PDCAサイクル】

- ①Plan(計画) 施策や事業に関する目標などを定める
 - ②Do(実施) 上記①の方策などを実施する
 - ③Check(評価) 定期的に上記①の見込みなどの進捗状況について評価する
 - ④Action(改善検討) 上記③を踏まえ、必要に応じて①の見直しを行う
- *見直した後は、再度①、②、③、④を繰り返す。

より分かりやすい評価が行えるよう、国等の示す指標も参考にしながら、必要な基礎データの測定・収集、文化芸術関係者へのヒアリング等の定期的な実施などを行い、進捗管理指標や成果目標の設定に取り組みます。

資料編

1 那覇市文化芸術基本条例	2
2 本計画の策定経過	4
3 市民ワークショップまとめ	5
4 那覇市文化行政審議会委員名簿	8
5 那覇市文化行政審議会規則	9
6 那覇市文化振興基本計画策定委員会設置要綱	11
7 那覇市の文化行政の経緯	13

1 那覇市文化芸術基本条例

文化芸術は、人々の心のありようからその創りあげるものに至るまで、生活の中に溶け込み、人々に安らぎと潤いをもたらし、創造性と表現力を高めるものとして極めて大切なものである。そして、人々が相互に理解し尊重し合い、多様性を受け入れる心豊かな社会を形成するものとして重要な意義を持つものである。

那覇市は、かつて琉球王国の王府・首里城が築かれ、自然豊かな亜熱帯の海に囲まれる南西諸島で最大の島・沖縄島の玄関口として、アジア諸国との交流拠点となり、人、物、情報等が集積するとともに、多様な文化芸術を受け入れながら世界に誇る豊かな文化芸術を開花させた。

また、戦後の復興に当たっては、その多様かつ独自の文化芸術を基軸とした市民による文化芸術活動が大きな原動力となり、現在の那覇市の文化芸術の礎を築いた。

私たちは、歴史と共に築いてきた豊かな文化芸術を将来にわたり継承・発展させ、新たに創造することを通して、まちに活力を与え、多様性に寛容な社会を実現することで、市民及び那覇市に集う全ての人が心豊かに過ごせるよう、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策(以下「文化芸術施策」という。)の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び文化芸術に関する活動を行う者(文化芸術に関する活動を行う団体を含む。以下同じ。)の役割を明らかにするとともに、文化芸術施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が心豊かに暮らせる文化芸術の薫り高いまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重すること。
- (2) 文化芸術が人々の多様な価値観の形成に資することに鑑み、その社会的価値の醸成を図ること。
- (3) 市民をはじめとする全ての人が等しく、文化芸術活動に親しみ、参加し、又は文化芸術を創造することができるよう、鑑賞の機会の充実及び文化芸術活動のための環境の整備に努めること。
- (4) 豊かな風土及び歴史によって培われた那覇市の文化芸術が市民の共通の財産として認識され、及び将来にわたり継承されるよう考慮すること。
- (5) 文化芸術に関する創造的な活動がより一層活性化するために、世代間及び地域間の交流並びに国内外との交流が促進されるよう努めること。
- (6) 文化芸術活動を行う者、市民、事業者(市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。)等の意見が反映されるよう十分配慮すること。
- (7) 乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う者、家庭及び地域活動を行う者の相互の連携が図られるよう配慮すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術施策を総合的に策定し、及び計画的に推進しなければならない。

(市民及び事業者の役割)

第4条 市民は、文化芸術を創造し、又は享受する権利を有する主体であり、基本理念にのっとり、多様な文化芸術を尊重するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、文化芸術活動に対する支援又は協力をするよう努めるものとする。

(文化芸術活動を行う者の役割)

第5条 文化芸術活動を行う者は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 文化芸術活動を行う者は、相互の交流を図るとともに、地域社会の一員としてその活動に取り組むよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 市は、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術施策の推進に関する基本的な方針
- (2) 文化芸術施策の推進に関する基本的な施策
- (3) その他文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市は、基本計画を定めるに当たっては、文化芸術活動を行う者、市民、事業者等の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(文化芸術施策に係る基本的事項)

第7条 市は、文化芸術施策の推進に当たっては、次に掲げる事項をその基本的事項とするものとする。

- (1) 市民等が文化芸術を通して、その個性及び能力を發揮し、社会参加につながる環境の整備その他必要な施策を講ずること。
- (2) 文化芸術活動を担う人材の育成を図るための必要な施策を講ずること。
- (3) 有形及び無形の文化財その他の文化芸術に関する資源、活動等の保護、活用、創造等を図るため必要な施策を講ずること。
- (4) 市民等の文化芸術に対する理解及び関心を深めるため、文化芸術に関する調査、研究、記録及びその保存並びに情報の発信に必要な施策を講ずること。
- (5) 文化芸術が市民等の創造性を高め、活力ある地域づくりに資することに鑑み、福祉、教育、まちづくり、国際交流、観光、産業その他の関連する分野の施策との連携を図ること。

2 市は、文化芸術施策の推進のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 本計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成 31 年 2 月 4 日	那覇市文化振興基本計画策定委員会設置要綱制定
2 月 13 日	第 1 回 那覇市文化振興基本計画策定委員会幹事会
3 月 7 日	那覇市文化行政審議会 ①
3 月	那覇市新文化振興基本計画基礎調査及び骨子案作成
令 和 元 年 7 月 13 日	第 1 回 市民ワークショップ
7 月 27 日	第 2 回 市民ワークショップ（シンポジウム開催）
8 月 17 日	第 3 回 市民ワークショップ
8 月 26 日	沖縄県立芸術大学 ワークショップ
11 月 5 日	第 2 回 那覇市文化振興基本計画策定委員会幹事会
11 月 7 日	第 1 回 那覇市文化振興基本計画策定委員会
令 和 2 年 2 月 3 日	第 3 回 那覇市文化振興基本計画策定委員会幹事会
3 月 17 日	第 4 回 那覇市文化振興基本計画策定委員会幹事会
3 月	那覇市文化芸術基本条例制定
5 月 25 日	第 5 回 那覇市文化振興基本計画策定委員会幹事会
6 月 17 日	第 2 回 那覇市文化振興基本計画策定委員会
7 月 1 日	那覇市文化行政審議会へ諮問
7 月 1 日	那覇市文化行政審議会 ②
7 月 6 日～31 日	市民意見募集（パブリックコメント）の実施
7 月 29 日	那覇市文化行政審議会 ③
8 月 4 日	第 3 回 那覇市文化振興基本計画策定委員会
8 月 7 日	那覇市文化行政審議会 ④
8 月 13 日	那覇市文化行政審議会から答申
8 月 18 日	庁議へ付議
8 月 19 日	那覇市教育委員会会議へ報告
9 月	那覇市文化芸術基本計画策定

3 市民ワークショップまとめ

【第1回市民ワークショップ】

日時	令和元年7月13日 14:30～16:30
場所	なは市民活動支援センター（なは市民協働プラザ2階会議室）
テーマ	日常生活や活動と文化のかかわりについて考える
プログラム	ゆんたく①【“文化”って何？】 ゆんたく②【“文化”との関わり方】 ゆんたく③【“文化”と日常をつなぐために必要な“もの・こと”】
参加人数	25名



（1）“文化”という言葉に対するイメージ、役割など

- ・人々の暮らしの根幹をなすもの・日常にあるもの
- ・歴史の中で育まれた、地域らしさや風習を形成するもの
- ・後世に向けて継続・継承するもの
- ・地域づくりの核となるもの
- ・「誇り」であり「自慢」できるもの
- ・流行・遊び・新たな価値など生み出すもの
- ・心の拠り所であり、人と人、地域と地域をつなぐもの
- ・沖縄固有の有形・無形の資源
- ・人格形成や教養・自己を高めるツール

（2）“文化”との関わり方（目的や効果、課題等）

【具体的な関わり方】

- ・自己研鑽として（芸術鑑賞、伝統芸能学習等）
- ・文化芸術活動等に対する支援（個人・団体）
- ・案内役・ガイドとして
- 【効果等】
- ・自信がつく
- 【課題等】
- ・継続するための資金確保
- ・指導者や地域づくりの架け橋役として
- ・プレイヤー、プロデューサーとして
- ・県外・海外との交流
- ・人とのつながりができる
- ・活動の場の確保

（3）“文化”と日常をつなぐために必要な“もの・こと”

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------------------|
| ・活動の場 | ・体験やきっかけづくりの場 | ・時間の確保（働き方改革） |
| ・効果的な情報発信・継承方法 | ・資金面の支援 | ・地域活動・取組の活性化 |
| ・素材・教材の充実 | ・人材育成（意識の醸成・向上） | ・既存資源（食、祭り、芸能、劇場等）の活用 |
| ・日常生活での動機づけ | ・環境改善（アクセス等） | |

【第2回市民ワークショップ（シンポジウム）】

日時	令和元年7月27日 14:00～17:00
場所	沖縄県立博物館・美術館 講堂
テーマ	那覇の文化芸術における未来を描く
プログラム	①基調講演 【講師】佐々木 雅幸 氏 【テーマ】「文化芸術と創造的対話による都市再生」 ②パネルディスカッション 【テーマ】「那覇市は何を発信するのか」 ③質疑応答
参加人数	135名



【アンケート意見（那覇文化芸術劇場なはーとに期待すること）】

- | | |
|--|---|
| ・バリアフリーの充実を期待する

・市民が気楽に立ち寄れる場となることを期待する

・飲食しながら舞台や音楽を楽しめる空間があれば嬉しい

・子どもたちの教育に新しい価値観を与えることを期待する

・市民が本物の文化芸術にふれることができる事業（コンサート、舞台、アートなど）を期待する

・地元の芸術活動の発表等に利用されることを期待する | ・社会包摂型のプログラムの充実を期待する

・市民が誇りと思える施設になることを期待する

・ジャンルを定めないで多様性のある催しを期待する

・精神的な拠り所となるような、文化芸術の発信の場となってほしい

・市民の文化度を高めるような講演、講座等を企画を期待する

・クリエイティブな人が集まり、クリエイティブなものが生まれていく場となってほしい |
|--|---|

【第3回市民ワークショップ】

日時	令和元年8月17日 14:00~16:30
場所	那覇市役所本庁舎12階 第2研修室
テーマ	文化や芸術を用いた市民協働のまちづくりの取組を考える
プログラム	①課題の共有と整理 ②文化や芸術を用いた市民協働のまちづくりの取組・分担を考える
参加人数	16名



(1) 課題

- ・モラルの低下や地域コミュニティ（地域づくり）、公共施設の利用、交通渋滞、社会的課題（子どもの貧困等）、情報発信等
- ・県立芸術大学との連携や行政の姿勢

(2) 取組・役割

- ・公共スペース（公園、庁舎）の有効活用
- ・人材育成
- ・効果的な情報発信のしくみ
- ・社会問題に芸術を取り入れて解決策を図る（ごみ箱のアート化により、まちをきれいに！）
- ・地域の文化を1日で体験できる体験型プログラムを作る
- ・地域行事を少しグレードアップして観光客に見てもらう

4 那覇市文化行政審議会委員名簿

任期：令和2年1月24日～令和4年1月23日

役職	氏名	所属等
委員長	崎山 律子	那覇市文化協会会长
副委員長	西平 博人	FLAME9 プロデューサー
委員	上原 正弘	一般社団法人琉球フィルハーモニック 代表理事
委員	糸数 ひとみ	沖縄県立芸術大学名誉教授
委員	大城 秀子	沖縄国際大学南島文化研究所特別研究員 日本考古学協会・沖縄考古学会会員
委員	比嘉 いずみ	沖縄県立芸術大学准教授
委員	前田 比呂也	美術家
委員	安田 辰也	舞台演出家



令和2年度 第2回 那覇市文化行政審議会
令和2年7月29日



令和2年度 第3回 那覇市文化行政審議会
WEB会議
令和2年8月7日



答申
令和2年8月13日

5 那覇市文化行政審議会規則

平成3年12月26日
規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市文化行政審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 文化行政の計画その他の推進に関すること。
- (2) 那覇市民会館、パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー(以下「市民会館等」という。)の運営計画に関すること。
- (3) 市民会館等の利用普及に関すること。
- (4) 市民会館等の指定管理者の選定に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、正委員8人以内で組織する。

- 2 正委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市民
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 正委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員の任期は、当該臨時委員の担当する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、正委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。この場合において、第3条第3項の規定による臨時委員を置くときは、臨時委員を含むものとする。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第7条 特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。

3 第5条、前条第1項及び第2項、次条並びに第10条の規定は、部会について準用する。

(関係職員の出席)

第8条 審議会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民文化部文化振興課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成6年6月10日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年11月19日規則第51号)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市史編集委員会規則等の規定は、平成11年9月3日(以下「適用日」という。)から適用する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正に係る附属機関の委員に委嘱又は任命されている市議会議員又は市職員については、適用日において当該委員を解かれたものとする。

付 則(平成16年10月15日規則第44号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

付 則(平成20年3月17日規則第2号)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 那覇市民会館及びパレット市民劇場運営委員会規則(平成3年那覇市規則第49号)は、廃止する。

付 則(平成24年8月29日規則第40号)

この付則は、公布の日から施行する。

6 那覇市文化振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 那覇市文化振興基本計画の策定に関して、必要な事項の調査及び検討をするため、那覇市文化振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 那覇市文化振興基本計画に関すること。
- (2) 那覇市文化芸術基本条例(仮称)の制定に関すること。
- (3) その他、文化振興基本計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長に市民文化部長、副委員長に教育委員会生涯学習部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会を代表し、その事務を総理する。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員に事故があるとき、又は委員が欠けたときは、当該委員が指名する職員が当該委員に代わって委員会の会議に出席することができる。

(幹事会)

第5条 委員長の所掌事務に関する事項又は委員会から求められた事項の調査及び検討するため、委員会の下に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織し、幹事長に文化振興課長、副幹事長に文化財課長をもって充てる。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、別表第2に掲げる者以外の者を幹事に追加することができる。
- 4 前2条の規定は、幹事会について準用する。この場合において「委員長」とあるのは「幹事長」と、「副委員長」とあるのは「副幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(作業部会)

第6条 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の下に作業部会を置くことができる。

- 2 部会長、副部会長及び部会員は、第3条の組織に属する職員から各所属長の承認を得て、幹事長が指名する。
- 3 第3条から第4条までの規定は、作業部会について準用する。この場合において「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会、幹事会及び作業部会において必要と認められるときは、関係者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年2月4日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1(第3条関係)

委員会	職
委員長	市民文化部長
副委員長	教育委員会生涯学習部長
委員	総務部長
〃	企画財務部長
〃	経済観光部長
〃	環境部長
〃	福祉部長
〃	健康部長
〃	こどもみらい部長
〃	都市みらい部長
〃	まちなみ共創部長
〃	教育委員会学校教育部長

別表第2(第5条関係)

幹事会	職
幹事長	文化振興課長
副幹事長	文化財課長
幹事	人事課長
〃	企画調整課長
〃	まちづくり協働推進課長
〃	新市民会館建設室長
〃	商工農水課長
〃	なはまち振興課長
〃	観光課長
〃	環境政策課長
〃	ちやーがんじゅう課長
〃	地域保健課長
〃	こどもみらい課長
〃	都市計画課長
〃	公園管理課長
〃	建築指導課長
〃	教育委員会生涯学習課長
〃	教育委員会学校教育課長

※こども教育保育課長・健康増進課長参加(平成31年4月より)

7 那覇市の文化行政の経緯

年度	文化施策に関する事項	主な文化関連事項
1970(S45)		「那覇市民会館」オープン
1972(S47)		本土復帰に伴い、首里城跡・玉陵など琉球政府によつて指定された多くの文化財が国指定文化財に指定
1973(S48)	文化財保護条例公布	
1978(S53)	第1次総合計画(都市像:文化都市)	
1985(S60)		うないフェスティバル(1985~2014)
1986(S61)		「市民ギャラリー」オープン(久茂地セントラルビル)
1988(S63)	第2次総合計画(都市像:文化都市)	
1991(H3)	文化局設置(文化企画室、文化振興課、那覇市民会館)	「パレットくもじ」グランドオープン 那覇市民ギャラリー移転、「パレット市民劇場」オープン
1992(H4)	那覇市文化振興基本計画策定調査 那覇市文化行政懇談会設置	首里城正殿復元 那覇市文化協会設立 中国式庭園「福州園」オープン
1993(H5)		「那覇市伝統工芸館」オープン 横内家資料(近代沖縄関係資料)の寄贈 「第一回あけもどろ・なは総合文化祭」開催
1994(H6)	文化企画室廃止し、歴史資料室を設置	首里金城地区都市景観形成地域指定
1995(H7)	那覇市文化振興ビジョン策定 学芸員採用、文化行政所管部署に配置	尚家文書 1,341 点の寄贈 国指定名勝「識名園」一般公開 尚家継承美術工芸品 85 点の寄贈
1996(H8)		修学旅行平和ガイド事業スタート 石嶺文化スポーツプラザ開館 なは女性センター開館
1997(H9)		「壺屋焼物博物館」オープン
1998(H10)	第3次総合計画(都市像:学び創造する文化都市) 文化局廃止	
1999(H11)		伊江御殿墓が重要文化財に指定 NPO活動支援センター設置 識名園が特別名勝に昇格
2000(H12)		世界遺産登録(琉球王国のグスク及び関連遺産群)
2001(H13)		尚王家継承文化遺産が国重要文化財に指定
2002(H14)	文化振興室と市民会館統合。市民文化部に文化振興課と歴史資料室を設置	国際通りトランジットマイル社会実験スタート 壺屋地区、龍潭通り沿線地区を都市景観形成地域に指定
2004(H16)		「てんぶす那覇」オープン 2階に那覇市伝統工芸館移転、3~4階に那覇市ぶんかテンプス館開館
2005(H17)	那覇市文化振興基本計画(文化のまちづくりプラン)	「那覇青少年舞台プログラム」結成 市民会館に芸術監督者を設置(~H26年度)
2006(H18)		「那覇市歴史博物館」オープン 「琉球国王尚家関係資料」1,251点が歴史資料として国宝に指定
2007(H19)		国際通りトランジットモール本格実施 「環境の杜ふれあい」オープン 銘苅墓跡群が国の史跡に指定
2008(H20)	第4次総合計画(都市像:子どもの笑顔があふれる、ゆたかな学習・文化都市)	協働大使委嘱開始 伊江御殿別邸庭園が国の名勝に指定 那覇市静岡市交流連携等に関する協定締結

年度	文化施策に関する事項	主な文化関連事項
2009(H21)	市民文化部歴史博物館と壺屋焼物博物館が統合し、市民文化部博物館を設置	那覇市金沢市交流連携等に関する協定締結 首里城書院・鎖之間庭園の国名勝指定
2010(H22)		なは市民協働大学開講 那覇市営奥武山体育施設オープン 市魚に「マグロ」制定 那覇市ホノルル市姉妹都市提携 50周年
2011(H23)		小劇場「ひやみかちマチグワ一館」オープン
2012(H24)		「ハイサイ・ハイタイ」運動スタート
2013(H25)	教育委員会文化財課と市民文化部博物館が統合し、市民文化部文化財課を設置	市の蝶に「オオゴマダラ」制定
2014(H26)		ひやみかちなはウォーク開催
2015(H27)		なは市民協働プラザオープン なは市民協働大学院開講 レインボーナハ宣言
2016(H28)		パートナーシップ登録制度スタート 那覇市歌、新たに4番から7番まで歌詞を追加
2017(H29)		「のうれんプラザ」オープン
2018(H30)	第5次総合計画(めざすまちの姿:次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA)	那覇市サンビセンテ市姉妹都市提携40周年 「弁之御嶽」国指定史跡と国指定名勝「アマミクヌムイ」に追加指定 「玉陵」が国宝に昇格 「那覇文化芸術劇場なはーと」着工※2021年(R3)開館 文書・記録類41点と文書箱1点が「琉球国王尚家関係資料」として国宝に追加指定 「伊江御殿家関係資料」146点が国の重要文化財に指定
2019(R1)	文化芸術基本条例制定	『琉球王国時代からの連綿と続く沖縄の伝統的な「琉球料理」と「泡盛」、そして「芸能」』と題したストーリーが日本遺産に認定
2020(R2)	文化芸術基本計画策定	

那霸市文化芸術基本計画

2020年9月策定

【編集・発行】

那霸市 市民文化部 文化振興課

〒900-8585 沖縄県那霸市泉崎1丁目1番1号

電話 098-867-0111(代表)